

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

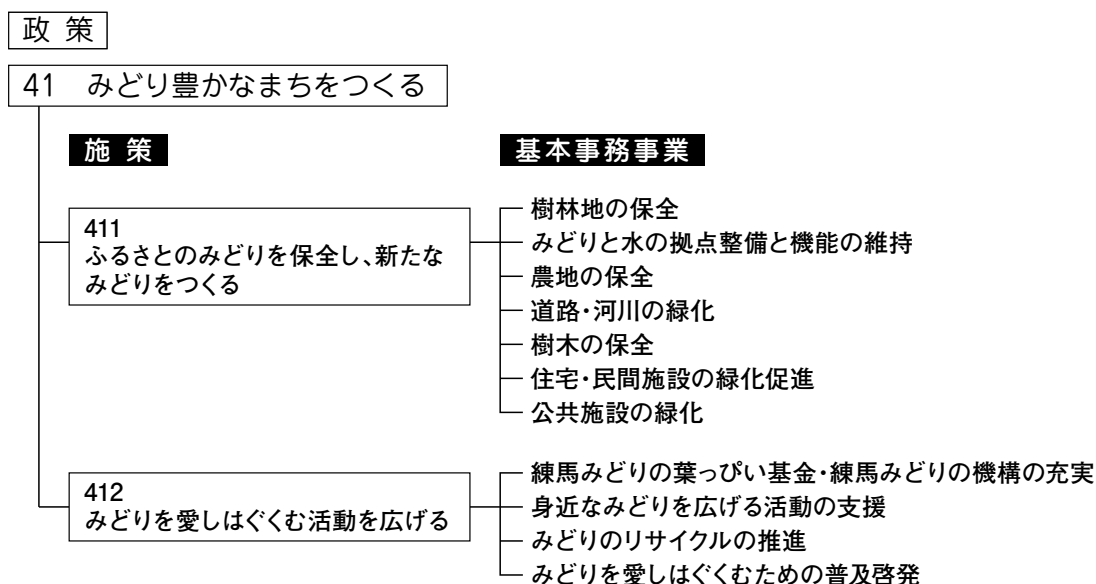
政策41

みどり豊かなまちをつくる

政策の概要

樹林地や農地、樹木等を保全するとともに、住宅・民間施設の緑化や公共施設の緑化等を進め、区内のみどりを保全し、新たなみどりを創出します。また、身近なみどりを広げる活動への支援やみどりのリサイクルの推進など、多様な普及啓発活動等を通じて、区民によるみどりを愛しはぐくむ活動を広げていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策41 みどり豊かなまちをつくる

施策411

ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる

この施策の目標（めざす状態）

樹林地や農地といった練馬らしいみどりが保全され、みどりの拠点となる公園の整備や住宅の緑化が進み、みどりと水のネットワークが構築されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区のみどりの77%が民有地のみどりですが、こうしたみどりを維持していくことは所有者にとって負担にもなっています。また、区民1人当たりの公園等面積は、目標の6㎡に対して2.75㎡にとどまっています。こうした状況の中、区民はみどりの保全と創出に対して高いニーズを持っています。

■課題

民有地のみどりを保全するために、既存制度の活用だけではなく、区がみどりを取得あるいは継続して保全できる方策が必要となっています。あわせて、公園の整備や緑化に対する幅広い支援が必要です。

■国・都・他自治体の動向

都・特別区・市町村は共同で、「緑確保のための総合的方針」の策定をめざしています。

図1 所有別・土地利用別緑被地の内訳

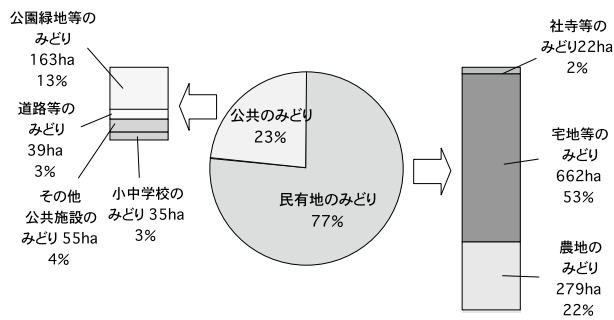
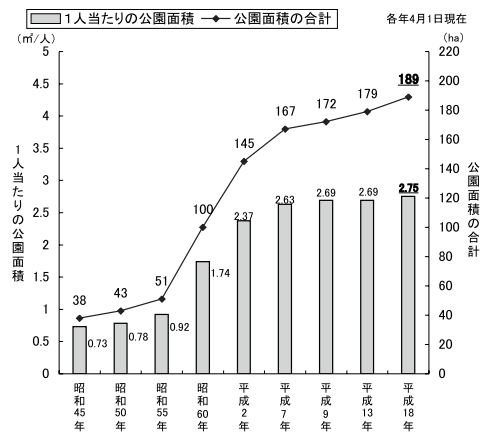


図2 公園面積の推移



(図1・図2 出典：練馬区みどりの実態調査（平成19年3月）)

▶用語解説

- ※1 保護樹林：区の条例に基づき、保全するために区が指定した区内に残る300㎡以上の貴重な雑木林や屋敷林。
- ※2 憩いの森：区の条例に基づき、1,000㎡以上の雑木林や屋敷林などの保全活用のため、所有者から借り、区民に開放している樹林地。
- ※3 街かどの森：区の条例に基づき、300㎡以上1,000㎡未満の雑木林や屋敷林などの保全活用のため、所有者から借り、区民に開放している樹林地。
- ※4 保護樹木：区の条例に基づき、保全するために区が指定した区内に残る地上高1.5メートルにおける幹の直径が50cm以上の貴重な樹木。

この施策で展開する主な事業

<樹林地の保全>

○区内に残された練馬の風土に培われた民有の樹林地について、保護樹林*1等の指定を進めます。また、良好な樹林については、憩いの森*2、街かどの森*3として整備し、区民に開放していきます。

☞実施計画50：特別緑地保全地区の指定

<みどりと水の拠点整備と機能の維持>

○みどりと水の拠点となる新しい公園等の整備や、安全に安心して利用できるよう既存の公園の改修を進めます。

☞実施計画51：公園等の整備

<農地の保全>

○農業体験ができる公園、農にまつわる文化を学べる公園の整備を進めます。

☞実施計画51：公園等の整備

<道路・河川の緑化>

○田柄川緑道の再整備を進めます。

☞実施計画52：道路・河川の緑化

<樹木の保全>

○民有地の樹木について、保護樹木*4の指定やみどりの協定*5の締結を進めます。

<住宅・民間施設の緑化促進>

○地域ぐるみで取り組むみどりの協定の締結を進めるとともに、生け垣・屋上緑化・壁面緑化への助成制度をPRし、緑化を促進します。

☞実施計画53：みどりの街並みづくり助成

<公共施設の緑化>

○公共施設の改修等にあわせ、屋上緑化や壁面緑化に取り組むとともに、学校の校庭芝生化やみどりのカーテン整備を進めます。

写真1 清水山憩いの森



(写真1出典：区公園緑地課)

写真2 豊玉小学校のみどりのカーテン



(写真2出典：区施設課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
市民緑地（憩いの森・街かどの森）の年間新規開設面積	2,728㎡	3,700㎡	↑

（指標と目標値の設定理由）
 良好な管理が担保され、かつ、区民が活用できる状態の樹林地の新規開設面積を測定します。みどり30推進計画により年間5か所の新規開設（憩いの森1か所1,700㎡、街かどの森4か所2,000㎡）をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 土木部 公園緑地課

*5 みどりの協定：区の条例に基づき、地域の区民や事業者等が、樹木の保全や植栽、建築物の緑化、生け垣の造成等について区と締結する協定のこと。区は協定に基づく活動に費用の助成等を行います。

政策41 みどり豊かなまちをつくる

施策412

みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

この施策の目標（めざす状態）

区民一人ひとりが練馬のみどりを愛しはぐくみ、各地域でみどりの活動団体などが活発に活動している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地球環境問題へ高い関心を持ち、みどりの保全等に協力したいと考えている区民や事業者が増えています。また、身近な自然とのふれあいを求める区民ニーズや、世代交流の場としてのみどりの重要性も高まっています。

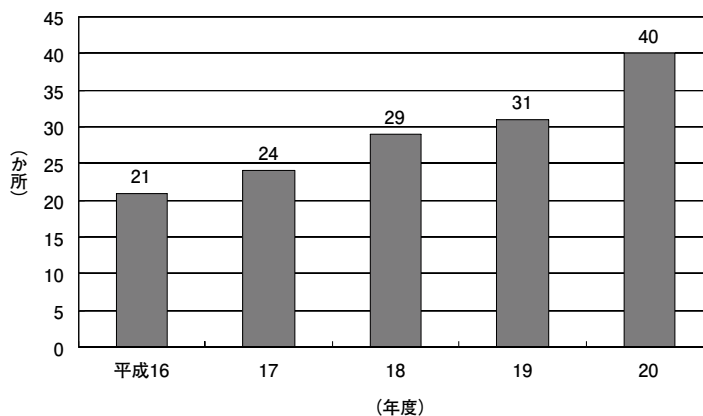
■課題

みどりを地域の共有財産として保全する意識の啓発とともに、みどりの保全等に向けた区民や事業者の活動支援が必要です。同時に区民や事業者との協働を進めるうえで重要な役割を担う「練馬みどりの機構^{※1}」の運営体制の強化や、自主管理公園等のこれまでの取組をもとに、発展させていくための検討が必要です。

■国・都・他自治体の動向

世田谷区や都などで、都市緑地法に基づく緑地管理機構^{※2}の指定を受けている団体があり、住民と連携・協働したみどりの活動を進めています。

図1 住民団体が活動している区立公園等のか所数の推移



(図1 出典：区公園緑地課)

▶用語解説

※1 練馬みどりの機構：区民・事業者・区の三者の協働による、屋敷林等、練馬らしいみどりの保護と保全、育成、活用や新たなみどりの創造を目的とするとともに、活動を通してみどりを介した地域コミュニティが形成されることをめざして平成18年3月に任意団体として設立され、21年4月から一般財団法人となっている団体。

※2 緑地管理機構：都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進を目的とする、地方公共団体以外のNPO法人などの団体を都道府県知事が指定する制度。

この施策で展開する主な事業

<練馬みどりの葉っぱい基金・練馬みどりの機構の充実>

- 様々なイベントを通じて、練馬みどりの葉っぱい基金※³のPRを行い、基金を拡大します。
- 練馬みどりの機構が緑地管理機構の指定を受けられるよう、体制充実のための支援をします。

<身近なみどりを広げる活動の支援>

- 公園の自主管理、公園の花壇の自主管理など、地域住民による管理を進めるとともに、緑化協力員の活動を推進します。

<みどりのリサイクルの推進>

- 保護樹林などの落ち葉や剪定枝のリサイクルを一層進めます。☞実施計画54：みどりのリサイクル

<みどりを愛しはぐくむための普及啓発>

- みどりの普及啓発事業への参加者数を増やすためのPRを進めるとともに、民間の庭園などを対象としたコンクールなどの新しいイベントも行います。また、牧野記念庭園については、その展示機能を拡充します。☞実施計画55：牧野記念庭園の拡充

写真1 練馬みどりの葉っぱい基金のマスコット
「びいちゃん」



写真2 緑化協力員によるアジサイ剪定
(向三谷公園)



(写真1,2出典：区公園緑地課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
みどりのボランティア活動がされている公園等の数	40か所	58か所	↑

（指標と目標値の設定理由）

区民活動が活発に行われていることを測定します。みどり30推進計画※⁴により、年2か所の増加をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 土木部 公園緑地課

※³ 練馬みどりの葉っぱい基金：正式名「練馬区みどりを育む基金」。区民・事業者・区の協働により、練馬区のみどりを愛しはぐくむための活動や樹林地の保全等に活用するため、平成16年10月に条例により設置。

※⁴ みどり30推進計画：今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、緑被率が30%となることをめざす「みどり30基本方針」をもとに平成18年12月に策定した計画。10か年の目標と5か年の事業量を示しています。

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

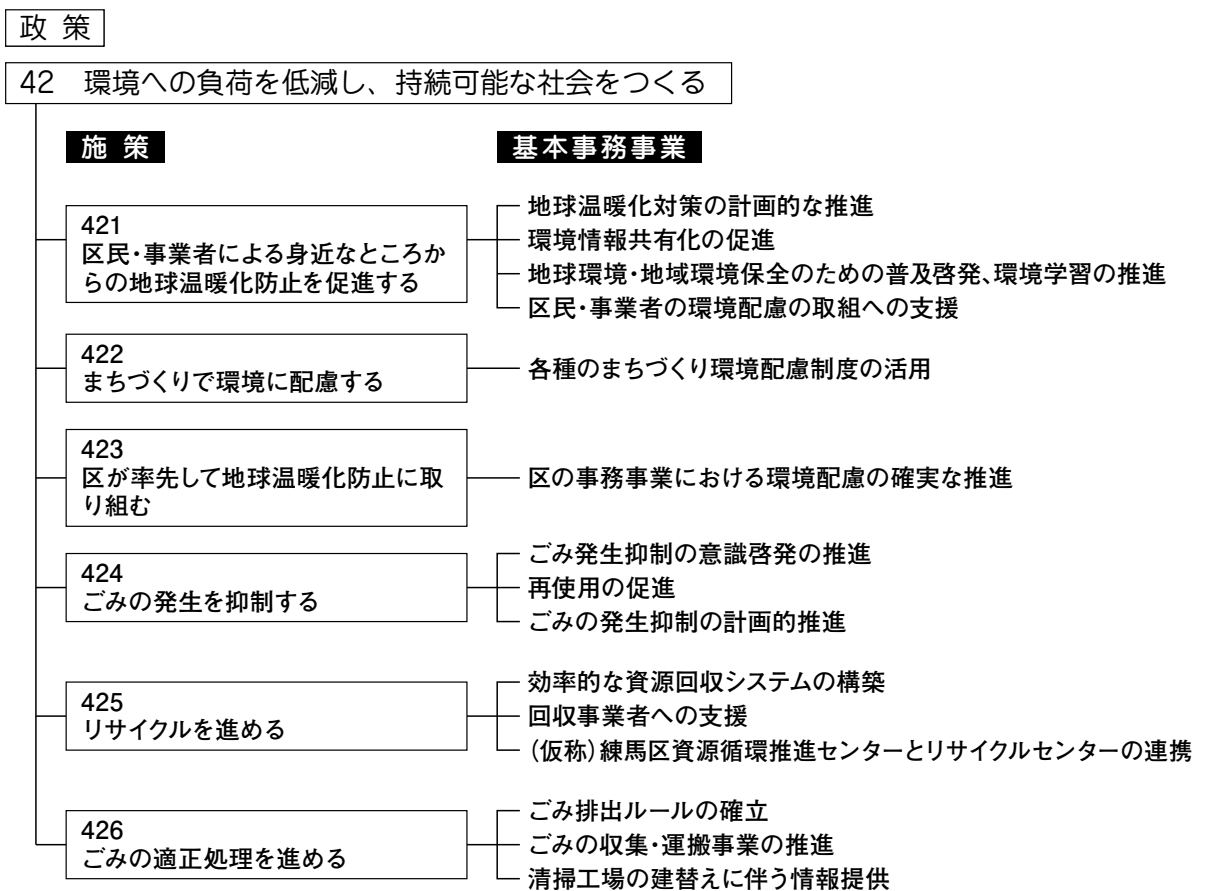
政策42

環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策の概要

区や区民、事業者が地球温暖化防止に向けた取組を進め、練馬区における地球温暖化対策を促進するとともに、各種のまちづくり環境配慮制度の活用を進めます。加えてごみの発生抑制のための意識啓発や再利用の促進、事業者や地域における資源回収の促進、ごみの適正処理などに取り組むことで、環境への負荷を低減し、地球環境にやさしい持続可能な社会を実現します。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策421

区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する

この施策の目標（めざす状態）

練馬区地球温暖化対策地域推進計画※¹に基づき、区民・事業者による地球温暖化防止の取組が広がり、練馬区全体の温室効果ガス※²（二酸化炭素）排出量の削減が進んでいる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

平成18年度の練馬区における二酸化炭素の排出量は、約187万7,000tで、その構成比は、民生家庭部門43.4%、運輸部門30.7%、民生業務部門19.3%となっており、民生家庭部門からの二酸化炭素排出量が最も多くなっています。

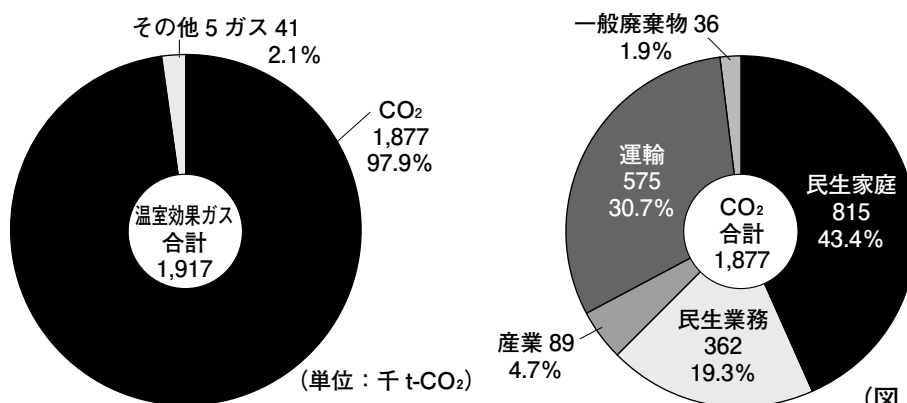
■課題

現状レベルの温暖化対策のままでは、今後も練馬区から排出される温室効果ガスは増え続けると予測されることから、排出量削減のための総合的、計画的な対策が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、平成62年までに、温室効果ガス排出量を現状から60%～80%削減することを長期目標としています。また、都は、平成20年3月、「東京都環境基本計画」を策定し、平成32年までに温室効果ガス排出量を平成12年比で25%削減する中期的目標を掲げています。

図1 平成18年度 練馬区における温室効果ガス排出量のガス別構成比および二酸化炭素排出量の部門別構成比



▶用語解説

※1 地球温暖化対策地域推進計画：地球温暖化対策の推進に関する法律第20条（本計画策定時）に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案し、都道府県、区市町村が、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制のための総合的かつ計画的な施策を定める計画。

※2 温室効果ガス：赤外線を吸収する性質をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）があります。

※3 カーボン・オフセット：市民、企業、自治体、政府等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分について、他の場所での排出削減・吸収量等を購入すること、または他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせることをいいます。

この施策で展開する主な事業

<地球温暖化対策の計画的な推進>

○練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区民・事業者による地球温暖化防止の取組を促進します。

<環境情報共有化の促進>

○区の環境情報ホームページを通じて地球温暖化対策をはじめとした環境に係る各種情報を提供します。

<地球環境・地域環境保全のための普及啓発、環境学習の推進>

○日常生活での温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を削減するため、地球温暖化防止に関する講演・講座を拡充し、区民・事業者への普及啓発活動や環境学習を推進します。また、区独自のカーボン・オフセット^{※3}制度について調査・検討していきます。

☞実施計画56：（仮称）練馬区版カーボン・オフセット制度の創設

<区民・事業者の環境配慮の取組への支援>

○太陽光発電・高効率給湯器等を設置する区民・事業者への補助を行います。

☞実施計画57：住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助

写真1 太陽光発電設備の例



写真2 潜熱回収型高効率給湯器の例



（写真1、2出典：区環境政策課）

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
練馬区の温室効果ガスの年間総排出量 （CO ₂ 換算）	18年度の状況 191万7千t	目標（24年度） 185万7千t	↓

（指標と目標値の設定理由）
 練馬区全体の地球温暖化防止の取組を測定します。平成24年度目標は、京都議定書目標達成計画における温室効果ガスの部門別削減率を基にした区の短期的目標です。また、中長期的目標として、東京都全体の目標を踏まえ、平成32年度までに温室効果ガス排出量を151万5千t-CO₂とする目標を立てており、長期計画や地球温暖化対策地域推進計画に基づいて取組を進めていきます。

この施策の主な担当組織 | 環境まちづくり事業本部 | 環境清掃部 | 環境政策課

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策422

まちづくりで環境に配慮する

この施策の目標（めざす状態）

環境影響評価法、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度※¹および練馬区独自の制度（練馬区まちづくり条例等）を適切に運用することによって、まちづくり（開発事業等）に伴う環境負荷の調整が総合的に図られている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

環境影響評価法、東京都環境影響評価条例の対象となる大規模な事業については、環境影響評価手続が行われ、区民への情報提供や区長意見の提出などが行われています。また、練馬区まちづくり条例等により、基本的に300㎡以上の土地における開発事業について、一定の手続および開発事業の基準が定められています。

■課題

現在の制度内容・運用状況を検証し、練馬区にふさわしいまちづくり環境配慮制度※²として運用していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

環境影響評価法、都道府県環境影響評価条例による環境影響評価手続のほか、独自のまちづくり環境配慮制度を設けている自治体もあります。

表1：法令に基づく環境影響評価手続件数
条例に基づく開発事業届出件数

区分	平成19年度	平成20年度
法に基づく環境影響評価手続件数（練馬区に関係するもの）	—	—
都条例に基づく環境影響評価手続件数（練馬区に関係するもの）	1件	1件
区まちづくり条例に基づく開発事業の届出件数	356件	345件

（表1出典：区環境保全課）

▶用語解説

※¹ 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）：環境影響評価法や都道府県環境影響評価条例に基づき、大規模なまちづくり計画の立案や事業の実施に際して、その計画の推進や事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を計画や事業計画に反映させて、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続のこと。

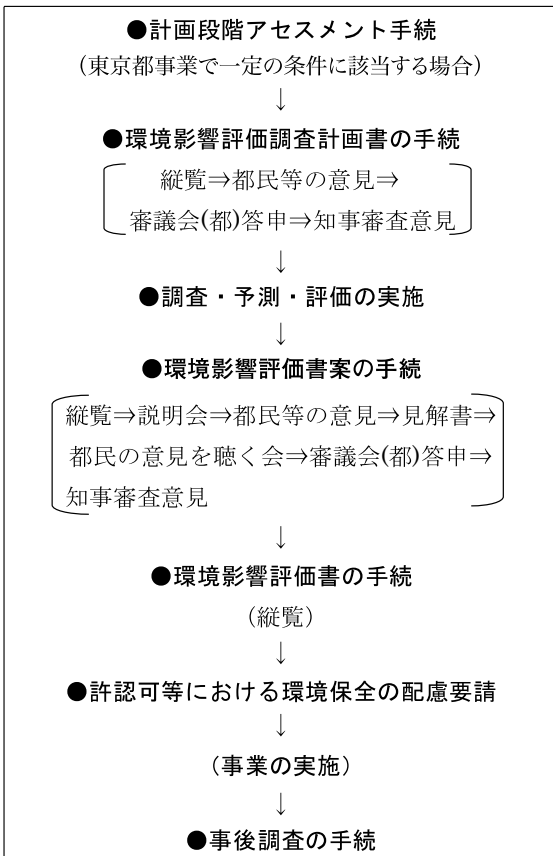
※² まちづくり環境配慮制度：環境影響評価法や都道府県環境影響評価条例の対象とならない種類または規模の事業についても、区市町村が独自に何らかの手続、基準等を定め、当該事業による環境影響の調整を図る仕組みのこと。

この施策で展開する主な事業

＜各種のまちづくり環境配慮制度の活用＞

- 環境影響評価法、東京都環境影響評価条例による環境影響評価制度は、東京都が所管していますが、練馬区としては、練馬区に該当した場合には、手続の各段階ごとに確実に区民への情報の提供を行います。
- 練馬区まちづくり条例および、みどりを愛し守りはぐくむ条例等に基づき、まちづくりにおいても環境へ配慮します。

図1 東京都環境影響評価条例の手続の流れ（概要）



区としての区民への情報提供の役割は、以下のとおりです。

- 1 区報に掲載
(環境影響評価書案等の縦覧・閲覧、説明会等の期間・場所等)
- 2 インターネットの区ホームページに掲載
(環境影響評価書案等の縦覧・閲覧、説明会等の期間・場所等)
(区長意見、区環境審議会議会議録)
- 3 区立施設等で、縦覧・閲覧の実施
(環境影響評価書案等)

(図1 出典：区環境保全課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
環境影響評価手続における区民周知の実施度合	100%	100%	➡

(指標と目標値の設定理由)
 区民全体への環境影響評価手続の周知に関しては、区の広報が唯一の手段であることから、区民生活への影響が考えられる大規模事業の環境影響評価手続の実施については、すべて、区民に周知していきます。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境保全課
-------------	-------------------------

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策423

区が率先して地球温暖化防止に取り組む

この施策の目標（めざす状態）

区で働く職員等が、率先して事業活動における環境負荷を低減し、環境保全活動に努めている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定が義務付けられている、温室効果ガス抑制を目標とした地球温暖化対策実行計画（練馬区役所地球温暖化対策プラン）※1を策定し、この計画に沿って温暖化防止に取り組んでいます（練馬区役所地球温暖化対策プランの計画期間は平成19年度から平成22年度までの4年間）。

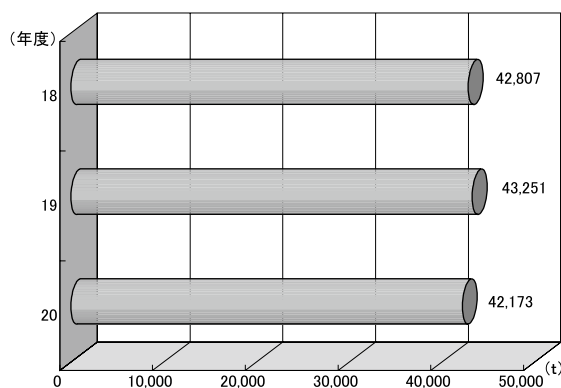
■課題

区民サービス向上のための公共施設の新設や窓口時間の延長、行政活動におけるICT化の促進などにより、エネルギー使用量が増加することが想定されており、練馬区地球温暖化対策地域推進計画の内容も踏まえて、こうした環境負荷増大への対応が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業を展開し国民の意識啓発に取り組んでいます。都・特別区全てにおいて、地球温暖化対策実行計画を策定し、温暖化防止に取り組んでいます。

また、地球温暖化対策地域推進計画を策定している区もあります。

図1 練馬区役所における温室効果ガス排出量（CO₂）

※温室効果ガス排出量には、指定管理者施設を含んでいます。

（図1 出典：区環境政策課）

▶用語解説

※1 練馬区役所地球温暖化対策プラン（温暖化対策市町村実行計画）：区が大規模な一事業所として、物品の購入や庁舎等の建設・改修・維持管理などの事務事業において、全庁的にエネルギーの使用量を削減し、事務事業の執行に伴う温室効果ガス排出抑制と環境負荷の低減を目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（本プラン策定時）に基づき平成19年3月に策定した計画。

この施策で展開する主な事業

<区の事務事業における環境配慮の確実な推進>

- 環境マネジメントシステム（EMS）※²の仕組みを活用しながら、区の事務事業における環境負荷を減らすとともに環境保全の取組を推進します。例えば、公共施設における取組の一つとして、区が設置する街路灯の省エネルギー化を進めます。

実施計画 58：街路灯の省エネルギー化促進

写真1 省エネルギー型街路灯



(写真1 出典：区環境政策課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（CO ₂ ）	42,173 t	平成21年度を基準として概ね4%削減	↓

※温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令における排出係数による。

（指標と目標値の設定理由）

区の事務事業における環境負荷の低減のための省エネルギー・省資源の取組状況を測定します。「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」により事業者に求められる中長期的な努力目標と同程度の割合を目標として、温室効果ガスの排出抑制をめざします。

この施策の主な担当組織 | 環境まちづくり事業本部 | 環境清掃部 | 環境政策課

※2 環境マネジメントシステム：(EMS-Environmental Management System) 企業や自治体等の組織が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組み。

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策424

ごみの発生を抑制する

この施策の目標（めざす状態）

ごみになるものを減らす、繰り返し使用する、再生利用するという3R^{*1}の意識と行動が区民一人ひとりに定着し、ごみの発生が抑制されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

3Rやごみの発生抑制を意識する第一歩となる啓発として、買物の際にはマイバッグを持参するよう呼びかけるとともに、様々なイベントの際にマイバッグを配布するキャンペーンを実施しています。また、清掃事務所やリサイクルセンターでは、児童・生徒をはじめ、区民・事業者を対象とした廃棄物に関する環境学習を実施しています。

■課題

区民が資源・ごみに関心を持つための周知活動の継続や環境教育の充実により、ごみになるようなものの使用を抑制するライフスタイルへの転換を促すことが必要です。

また、資源になるものをごみとしてではなく、資源として排出させるための排出指導の強化も必要です。

さらに、清掃事業における負担のあり方として全国の自治体で導入が進む家庭系廃棄物^{*2}の有料化の検討も必要となります。

■国・都・他自治体の動向

環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、市区町村に対して、一般廃棄物^{*3}処理コスト分析や処理の効率化、家庭ごみの有料化などを提言しています。

表1 資源・ごみ量の推移

単位：t

種類	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ごみ量計	167,103	165,704	164,826	158,981	149,200
可燃ごみ	124,300	123,574	122,198	119,473	125,570
不燃ごみ	37,857	36,868	37,151	34,194	19,261
粗大ごみ	4,946	5,262	5,476	5,314	4,369
資源量計	35,429	38,007	41,960	40,654	41,086
古紙	28,117	30,379	33,941	31,768	27,965
古布	609	686	750	793	867
缶	1,670	1,681	1,697	1,743	2,059
びん	4,042	4,044	4,120	4,237	4,779
ペットボトル	928	1,152	1,378	1,654	1,901
電池	64	65	75	79	90
容器包装プラ	—	—	—	379	3,412
廃食用油	—	—	—	—	12

※ごみ量計、資源量計は、端数処理のために品目毎の計と一致しない場合がある。

(表1 出典：区清掃管理課)

▶用語解説

※1 3R：Reduce（リデュース：ごみになるものを減らすこと）、Reuse（リユース：使い終わったものをごみとして出さず、繰り返し使うこと）、Recycle（リサイクル：使い終わったものを再び資源として生かすこと）の3つを総称したものです。

※2 家庭系廃棄物：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のことをいいます。

この施策で展開する主な事業

<ごみ発生抑制の意識啓発の推進>

- 環境・リサイクルに関する情報発信等の普及啓発事業の拠点として、4館目のリサイクルセンターを整備し、4館のネットワーク化により効率的・全区的に普及啓発事業を行います。あわせて、(仮称)練馬区資源循環推進センターとも連携を図ることにより「リサイクルの輪」を構築します。

実施計画59：リサイクルセンターの整備

<再使用の促進>

- 粗大ごみのストックヤード^{※4}機能をもった(仮称)練馬区資源循環推進センターの整備に伴い、集められた粗大ごみのうち簡易な修理、清掃により再使用できるものを選別し、排出者の了承を得た上で、リサイクルセンターでの展示・販売を行います。

<ごみの発生抑制の計画的推進>

- 練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画^{※5}や練馬区リサイクル推進計画^{※6}に基づき、ごみの発生抑制のための取組を展開します。

写真1 リサイクルセンター活動風景



(写真1 出典：区清掃管理課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区民一人1日当たりのごみの排出量	582 g	530 g	↓

(指標と目標値の設定理由)

ごみの発生抑制、再使用の促進の取組を測定します。区が収集したごみの総量を、区民一人当たりへ換算し、練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画に基づき、毎年1日当たり10グラムずつ減少することをめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課

※3 一般廃棄物：廃棄物には大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物のことを「一般廃棄物」といいます。

※4 スtockヤード：回収した資源などを一時的に保管しておく場所のことです。

※5 練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画：清掃事業を実施するにあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定が義務づけられている、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める計画です。

※6 練馬区リサイクル推進計画：「練馬区リサイクル推進条例」に基づいて策定する、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策425

リサイクルを進める

この施策の目標（めざす状態）

区民・事業者・区の役割分担と協働に基づき、資源化可能物^{*1}とごみの分別が徹底され、リサイクルの推進が図られている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民の自主的な活動による集団回収^{*2}を推進しつつ、街区路線回収^{*3}を推進してきました。また、区民が自主的に運営するリサイクルマーケットも推進してきました。さらに区は、回収する資源品目も区民の要望等に基づきその種類を増加させてきましたが、平成20年の資源・ごみの排出実態調査では、可燃ごみの中にまだ、約26%の資源化可能物が混入されていました。

■課題

より効率的・効果的な資源回収に向けて、集団回収への参加団体を増やすとともに、新たなリサイクル品目への対応や区民の参加機会の充実、さらに練馬区都市整備公社等の民間事業者の活用などにより、区民、事業者と協働して効率的で実効性のある資源回収システムを確立していくことが求められています。

さらに、容器包装リサイクル法に基づく品目の引き取り基準や事業者の処理責任など、実情に即した法の運用となるように都を通して要望することも求められています。

■国・都・他自治体の動向

リサイクル関連法が整備され、製造事業者等によるリサイクル品目の拡充が図られています。なお、平成21年4月には、家電リサイクル品目に液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が追加となりました。

表1 リサイクル率（ごみ・資源として出されたもののうち、資源の占める割合）の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
リサイクル率	18.5%	20.4%	21.7%	22.0%

表2 集団回収の回収量の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
回収量	8,416 t	9,155 t	9,549 t	9,633 t	9,405 t

(表1, 2 出典：区清掃管理課)

▶用語解説

※1 資源化可能物：ごみとして出されたもののうち、区の資源回収事業に出せば資源として再使用・再生利用できるもの（例えば新聞紙・ダンボール、ペットボトル、びん・缶類、古布など）。

※2 集団回収：町会・自治会、PTA、マンションの管理組合などが古紙、古布、缶などの資源を自主的に集め、資源回収業者に引き渡す方法。実施団体に対し、回収量に応じて区から報奨金を出しています。

この施策で展開する主な事業

＜効率的な資源回収システムの構築＞

○資源回収事業を効率的に進めるために、練馬区都市整備公社を活用します。また、区民への意識啓発、コミュニケーションの場ともなる集団回収事業を推進します。

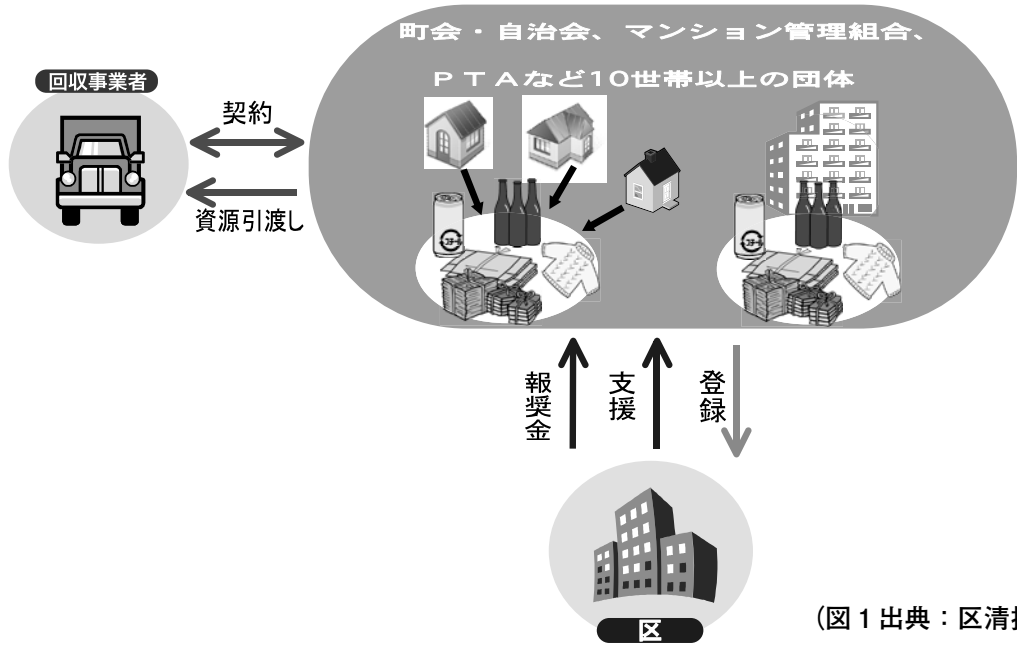
＜回収事業者への支援＞

○集団回収への参加しやすい仕組みづくりには、それを実施する回収事業者を活用する必要があります。そのためには、回収事業者へのサポートも必要となるため、支援策を検討します。

＜（仮称）練馬区資源循環推進センターとリサイクルセンターの連携＞

○区の清掃リサイクル事業の核となる（仮称）練馬区資源循環推進センターとリサイクルセンターが相互に連携し、区民の自主的なリサイクル活動を支援します。

図1 集団回収イメージ図



(図1 出典：区清掃管理課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
集団回収登録団体数	346団体	490団体	↑

（指標と目標値の設定理由）
 古紙、びん・缶、古布の有効な回収手段である集団回収の状況を測定します。過去6年間の平均増加数（12団体）を踏まえ、団体に対する個別説明などの取組を強化することにより、毎年24団体の増加をめざします。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課
-------------	-------------------------

※3 街区路線回収：週1回、決められた場所と時間に回収容器を設置し、飲食用びん・缶、ペットボトルを回収する方法。

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

施策426

ごみの適正処理を進める

この施策の目標（めざす状態）

資源・ごみの分別や排出曜日・時間等の排出ルールが守られ、排出されたごみについては適切かつ効率的に収集、運搬、処理が行われている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

平成20年10月からの資源・ごみの分別変更により、可燃ごみは前年度比約5%増加していますが、清掃工場においては、可燃ごみを安定的に処理することができています。また、不燃ごみは、約44%減少しています。

排出状況においては、分別がされていないものも少なからずあるために、区民間でのトラブルの相談等が、清掃事務所に寄せられています。

排出されたものを安全で安定的に処理するための施設は、東京二十三区清掃一部事務組合*が所管している中間処理施設（清掃工場等）で行っています。

■課題

資源・ごみの収集運搬の効率化を図るとともに、環境負荷の低減を進めることが必要です。また、適正な排出を進めるため、戸別収集等により排出者の責任を明確にすることも必要です。

■国・都・他自治体の動向

都の市部では、ごみの減量や負担公平の観点から、家庭ごみの有料化と併せて、戸別収集を実施している自治体もあります。また、収集運搬経費の効率化を図るために、民間委託を導入している自治体もあります。

表1 分別状況の悪い集積所数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
か所数	383	309	342	268	265

※ 可燃ごみ収集日に、不燃ごみ、混合ごみ（混合率30%以上のもの）が排出されている割合が30%以上の集積所数。

（表1 出典：区清掃管理課）

▶用語解説

※ 東京二十三区清掃一部事務組合：23区が共同でごみ処理をするために設置した地方公共団体のこと。

この施策で展開する主な事業

<ごみ排出ルールの確立>

○ごみの適正な処理を行うためには、排出されたものが処理基準に合致したものである必要があります。そのためには、分別ルール等の遵守を徹底していく必要があることから、分別ルール等が守られていない集積所を利用している区民等への指導を行い改善します。

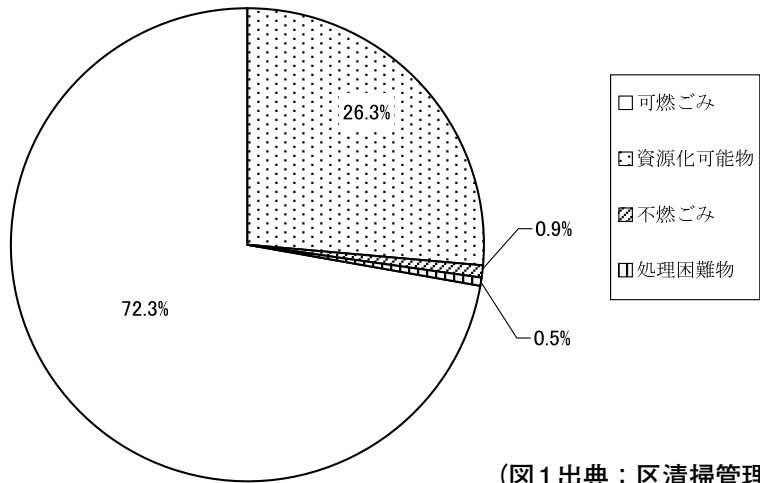
<ごみの収集・運搬事業の推進>

○ごみの収集運搬の効率化を図るとともに、家庭ごみ収集のサービスの向上とごみ処理経費の負担のあり方を検討します。

<清掃工場の建替えに伴う情報提供>

○23区のごみの中間処理を担っている東京二十三区清掃一部事務組合が建替えを予定している練馬清掃工場の進捗状況について、東京二十三区清掃一部事務組合と連携しながら、区民に情報の提供を進めていきます。

図1 可燃ごみの組成 (平成20年11月調査)



(図1 出典：区清掃管理課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
可燃ごみの中に可燃ごみ以外のものが混入している割合	28%	20%	↓

(指標と目標値の設定理由)
 適正にごみの分別が行われているかを測定します。平成20年11月の実態調査の数値を基準に、毎年1%ずつ減少させることをめざします。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課
-------------	-------------------------

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

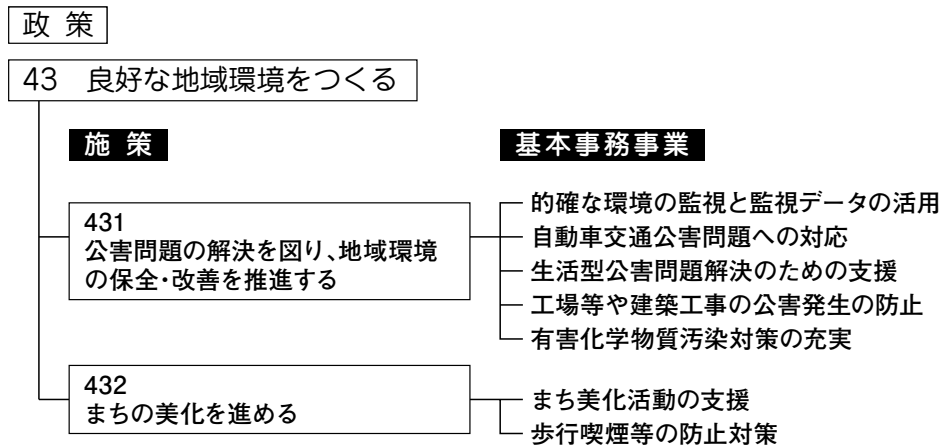
政策43

良好な地域環境をつくる

政策の概要

地域環境の状況を的確に監視するとともに、交通公害や生活型公害、工場等から発生する騒音・振動など、各種公害の防止や、問題の解決に向けた取組を推進し、地域環境の保全・改善を進めます。また、まちの美化活動を行っている団体を支援し、まちの美化を推進します。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策43 良好な地域環境をつくる

施策431

公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する

この施策の目標（めざす状態）

区民・事業者の環境・公害問題への意識が高まり、環境基準が達成・維持され、さらに一層の環境改善が図られている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

光化学オキシダントおよび道路環境騒音を除き、大気・水質等の項目は環境基準を達成しています。一方、有害化学物質^{※1}による土壌・地下水汚染の問題や都市・生活型公害への対応の重要性が増しています。

■課題

浮遊粒子状物質「SPM」や微小粒子状物質「PM2.5」^{※2}、道路建設等による環境変化に対する監視等が必要です。また、有害化学物質の実態把握と土壌・地下水汚染の未然防止や拡大防止、生活騒音等の都市・生活型公害の自主解決の促進と支援も必要です。

■国・都・他自治体の動向

国の環境基本計画では、土壌汚染対策の低コスト化や低負荷型調査の開発、「PM2.5」の環境基準設定等を掲げています。なお、「PM2.5」は平成21年9月に環境基準が定められました。都の環境基本計画では、SPM等の排出削減目標の更新や、「PM2.5」への対策、低公害車の導入支援等を掲げています。

図1 二酸化窒素日平均値の98%値^{※3}

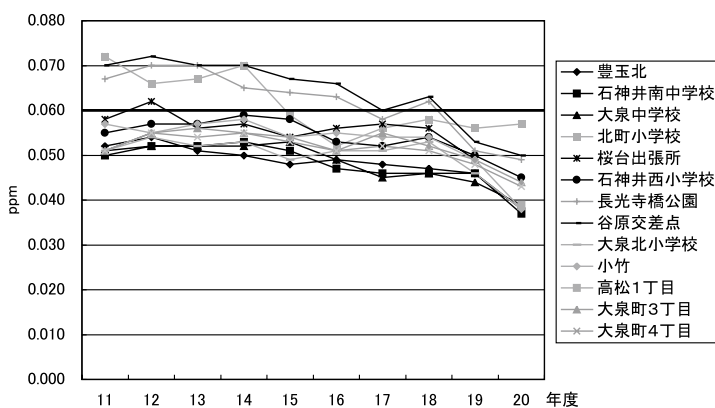
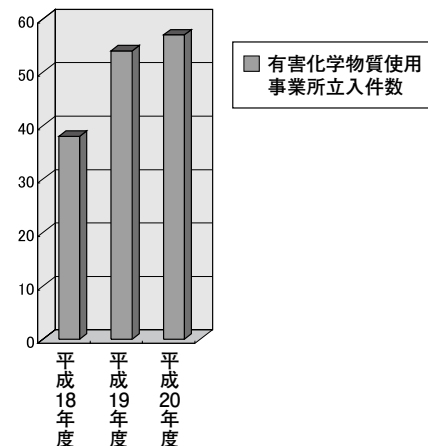


図2 有害化学物質使用事業所立入件数



(図1, 図2 出典：区環境保全課)

▶用語解説

※1 有害化学物質：環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称です。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえます。

※2 浮遊粒子状物質（SPM）と微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊している微粒子で粒径が10ミクロン（1ミクロンは1ミリメートルの千分の1）以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）といいます。ディーゼル自動車から比較的多く排出されますが、工場や事業場からも排出されます。自然界からも発生し、汚染が著しい地域で生活していると、呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患

この施策で展開する主な事業

<的確な環境の監視と監視データの活用>

○環境基準未達成項目の継続的な監視と新環境基準設定物質に対する監視の充実を図り、国・都の施策と連携・協力しつつ、事業所に対する規制・指導を行います。

<自動車交通公害問題への対応>

○道路沿道の大気・騒音等環境情報の提供を進めます。また、低公害車やエコドライブのPRを行うとともに、国や都に対策を要請します。

<生活型公害問題解決のための支援>

○苦情・相談の内、行政が対応すべき事例は区が迅速に解決を図り、地域住民間で解決すべき事例は区民自ら解決できるよう区が支援をします。

<工場等や建築工事の公害発生の防止>

○工場・指定作業場の把握や建築工事の監視に努めるとともに、区独自の条例として制定した練馬区アスベスト飛散防止条例をはじめ、関係法令に基づき、公害防止のための規制・指導を行います。

<有害化学物質汚染対策の充実>

○有害化学物質使用事業所を的確に把握・監視し、土壌汚染の未然防止を図り、万一汚染があった場合は的確な指導を行います。

写真1 道路騒音、振動測定の様子



写真2 事業者向け有害化学物質適正管理講習会



(写真1, 2 出典：区環境保全課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
二酸化窒素および浮遊粒子状物質が環境基準に適合している測定か所数	13か所	13か所	➡

(指標と目標値の設定理由)

区の環境が良好に保たれている状況を測定します。区は二酸化窒素を13か所で測定し、その内5か所で浮遊粒子状物質も測定しており、13か所全てで環境基準が達成・維持できることをめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境保全課

を引き起こすほか、微粒子に含まれる様々な有害物質による影響が懸念されています。また、微小粒子状物質（PM2.5）と呼ばれる直径が2.5ミクロン以下の超微小浮遊粒子は気管を通過して肺胞などに付着しやすく、人体により大きな影響を与えると考えられています。

※3 二酸化窒素日平均値の98%値：年間の1日平均値の内、低い方から98%に相当する日の値（98%値）。0.06ppm以下であれば環境基準が「達成」となります。

政策43 良好な地域環境をつくる

施策432

まちの美化を進める

この施策の目標（めざす状態）

区民、事業者と区が連携してまちの美化に努め、まちがきれいになっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

ごみのポイ捨てや落書きは減少傾向にあるものの依然としてなくなりません。また、管理が不十分な空き地も見られます。特にポイ捨てにもつながる歩行喫煙は、まちの美観を損ねるだけでなく、幼児等への火傷の危険性など安全面の懸念から区民の厳しい目が向けられています。

そこで、平成21年10月、歩行喫煙やたばこのポイ捨てについては区内全域で禁止とし、人通りの多い駅周辺などを喫煙等禁止地区に指定することができ、その区域内で喫煙した者には過料を適用するという内容の歩行喫煙等の防止に関する条例を定め、22年4月から施行します。

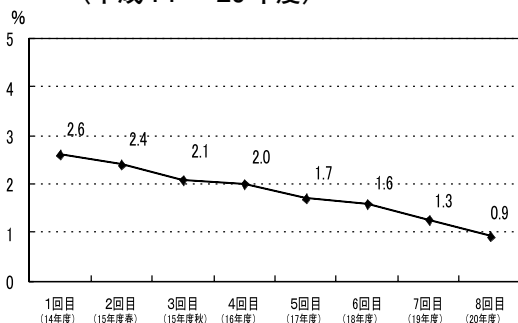
■課題

自分たちのまちは自分たちできれいにするという意識を醸成し、「ポイ捨てをしない、させない」などの行動につなげるため、各種の美化活動を区内全域に拡大する必要があります。また、歩行喫煙の防止については、上記条例の周知を図りながら、一層の啓発活動を行うとともに、駅周辺などに喫煙所を整備することにより、喫煙マナーの向上を図り、快適な歩行空間を確保することが求められています。

■国・都・他自治体の動向

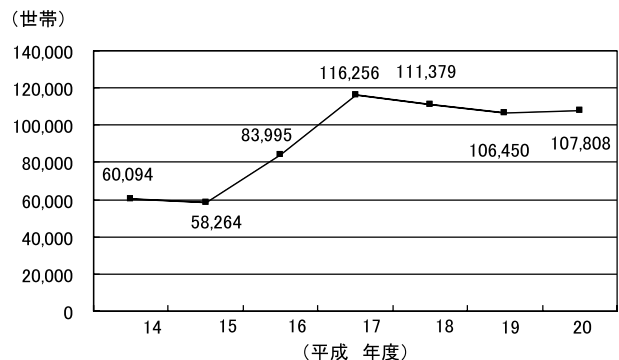
多くの区でポイ捨てなどの防止に関する条例を定めています。一方、歩行喫煙については一部の地域を路上喫煙禁止地区としている区が多く見られます。また、罰則を定めている区も増え、実際に取締りを行っている区もあります。

図1 区内主要4駅*の歩行喫煙者率 (平成14～20年度)



* 練馬駅、大泉学園駅、石神井公園駅、光が丘駅

図2 環境美化活動団体登録世帯数の推移



(図1, 2 出典：区環境保全課)

この施策で展開する主な事業

<まち美化活動の支援>

- 環境美化推進地区※¹および環境美化活動団体※²やボランティア駅前清掃組織※³に対し、その構成世帯数や活動状況に応じて必要な清掃用具等を提供し、それぞれの清掃活動を支援します。

<歩行喫煙等の防止対策>

- 人通りの多い駅周辺などを巡回し喫煙マナーの向上を図る指導業務や、駅周辺への喫煙所の整備、啓発のための路面表示などを行っています。また、町会・自治会、商店会などと協働して、各種啓発キャンペーンも実施します。

写真1, 写真2 まち美化活動の様子



(写真1, 2 出典：区環境保全課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
環境美化推進地区および 環境美化活動団体の登録世帯数	107,808世帯	160,000世帯	↑

（指標と目標値の設定理由）

区民による美化活動を量的に測定します。登録世帯を毎年度10,000世帯増やし、平成26年度までに区内全世帯の約半数となる160,000世帯が登録することをめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境保全課

▶用語解説

※1 環境美化推進地区：地域での環境美化を図るため、町会・自治会、商店会等50世帯以上で月1回以上の清掃を行う地域を「環境美化推進地区」と指定し、清掃用具等の支援を行っています。

※2 環境美化活動団体：地域での環境美化を図るため、2名以上で年2回以上の清掃を行う団体を「環境美化活動団体」と指定し、清掃用具等の支援を行っています。

※3 ボランティア駅前清掃組織：駅周辺での環境美化を図るため、2名以上で月1回以上の清掃を行う団体を「ボランティア駅前清掃組織」として登録し、清掃用具等の支援を行っています。

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

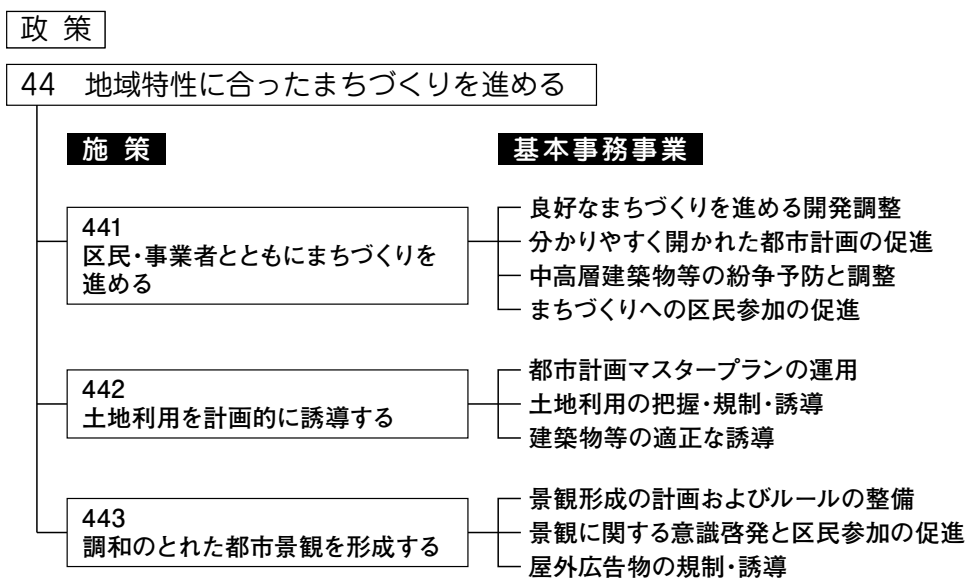
政策44

地域特性に合ったまちづくりを進める

政策の概要

良好なまちづくりに向けて、適切な開発調整やまちづくりへの区民参加の促進により、区民、事業者とともにまちづくりを進めていきます。また、都市計画マスタープランの見直しや土地利用、建築物等の適切な規制・誘導により、計画的な土地利用を図ります。あわせて、景観形成の計画策定や意識啓発、区民参加の促進により、調和のとれた都市景観を形成します。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策441

区民・事業者とともにまちづくりを進める

この施策の目標（めざす状態）

区民・事業者・区が適切な役割分担と協力関係のもとに、暮らしやすく魅力あるまちの実現に取り組んでいる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

練馬区まちづくり条例には、区民または行政主体のまちづくりや都市計画の手続、事業者が行う開発事業に対する調整の手続などを定めており、区が区民、事業者とともにまちづくりを進めていくことが求められています。

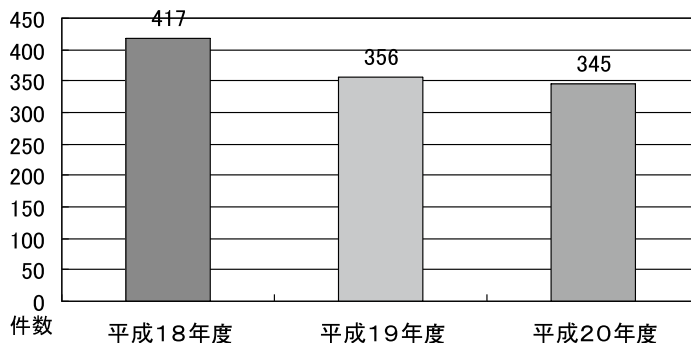
■課題

地域特性に合ったまちづくりを進めるために、区主体のまちづくりに住民参加を図ること、区民の自主的なまちづくり活動を支援すること、事業者の開発調整手続に対する理解と協力を求めていくことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

国では、現在の都市計画制度を、今後の人口減少、超高齢社会においても的確な機能を果たせる制度として再構築するための検証・検討を始めています。

図1：練馬区まちづくり条例における開発事業の届出件数の推移



(図1 出典：区都市計画課)

▶用語解説

- ※1 中高層建築物等：3階建以上の建築物やワンルーム形式集合住宅、一定規模以上の集客施設・葬祭場のこと。
- ※2 地区・テーマ型まちづくり：身近な地区のまちづくりのルールや、良好な景観の形成などのテーマを、区民等が主体となって区へ提案する、練馬区まちづくり条例に基づいた制度。
- ※3 まちづくりセンター：練馬区都市整備公社に設置された機関で、区民主体のまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりの課題に対応するために、区民・事業者・行政をつなぐ役割を担っています。

この施策で展開する主な事業

<良好なまちづくりを進める開発調整>

- 良好なまちづくりを実現するため、練馬区まちづくり条例に規定している開発調整の手続について、区民、事業者、区による調整が適切に行われるように運用します。

<分かりやすく開かれた都市計画の促進>

- 都市計画を定めるに当たり、練馬区まちづくり条例に基づき、住民の意見を都市計画の内容に反映させることができるように、案の公表や意見の募集など丁寧かつ公正な手続を進めます。

<中高層建築物等^{*1}の紛争予防と調整>

- 中高層建築物の建築に当たり、練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、建築主による関係住民への説明を徹底させるとともに、建築主と関係住民との紛争を解決して、健全な生活環境の維持を図ります。

<まちづくりへの区民参加の促進>

- 区民や事業者が主体となったまちづくりの推進のために、練馬区まちづくり条例に基づいた地区・テーマ型まちづくり^{*2}等をまちづくりセンター^{*3}および関係部署と連携を図りながら進めることにより、まちづくりへの区民参加を促進します。



施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
練馬区まちづくり条例における開発調整の手続が順調に進められた件数の割合	96%	100%	↑

（指標と目標値の設定理由）

区民、事業者、区による調整が適切に行われたかどうかを測定します。全ての調整が適切に行われる状態をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策442

土地利用を計画的に誘導する

この施策の目標（めざす状態）

土地利用の計画的な誘導を図り、地域の特性に合った市街地形成と住環境の保全が実現している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

市街化の進行により、土地の細分化や、商業地域や工業地域における住工混在、緑地の減少などの自然環境の喪失等の問題が生じています。なお、こうした問題に対応するため敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めています。

■課題

計画的な土地利用を図り、地域の特性に合ったまちづくりを誘導していくとともに、農地や緑地の減少を抑制し建築物を適正に誘導することで住環境の悪化を防止する必要があります。また、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう既存制度の検証と見直しを行うことが求められています。

■国・都・他自治体の動向

都では、用途地域※1の変更は「用途地域等に関する指定方針および指定基準」により地区計画※2として定めることを原則としています。

図1 用途地域の指定状況

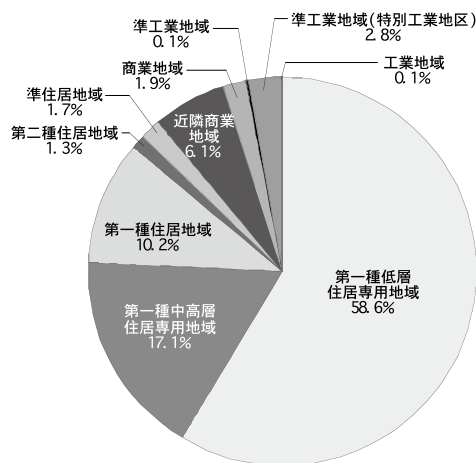
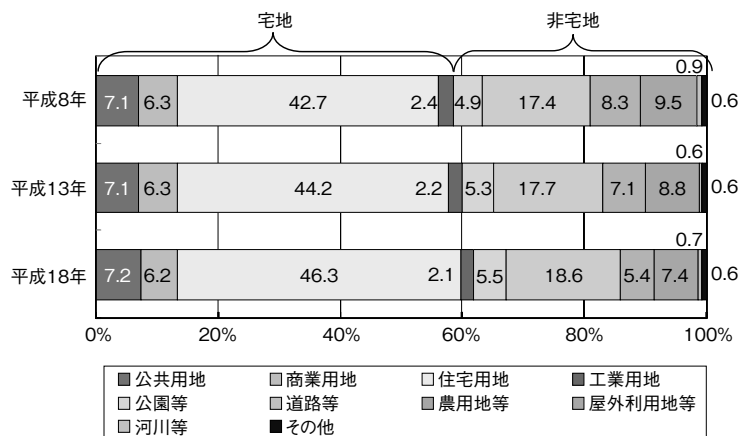


図2 土地利用の変化



(図1,2 出典：練馬区の土地利用 (平成20年3月))

▶用語解説

※1 用途地域：都市における将来のあるべき姿を実現する手段として、土地利用の性格を明確にするとともに建築物の用途、容積、形態を制限し、その地域の環境の管理と土地利用の誘導を図るために定める制度。都市計画法に基づく地域地区の一種で、用途別に12種類に分類されています。

※2 地区計画：都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを配慮し、区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体的に整備・保全するために定める都市計画のこと。

※3 都市計画マスタープラン：都市計画法により、市区町村が、その都市計画に関する基本的な方針として定めるもののこと。住民の意向を反映して策定しています。

この施策で展開する主な事業

<都市計画マスタープラン^{※3}の運用>

○都市計画マスタープラン（全体構想：平成13年3月策定、地域別指針：平成15年6月策定）は、計画期間が概ね20年であるため、社会経済状況を踏まえて見直しを行います。また、まちづくりにおける課題についてもあわせて見直しを行うことによって、都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を図ります。

<土地利用の把握・規制・誘導>

○土地取引の届出に基づいて土地利用を事前に把握することで、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を誘導します。また、土地の動向を定期的に把握し、その結果を適正な土地利用の基礎資料として活用していきます。

○用途地域等、生産緑地地区^{※4}、風致地区^{※5}、敷地面積の最低限度、高さの最高限度および土地区画整理事業を施行すべき区域等の地域地区制度を運用することにより、土地利用の計画的な誘導を図ります。

<建築物等の適正な誘導>

○建築物の敷地、構造、設備および用途に関する基準を定めた建築基準法等の法令を適正に運用することにより、住環境悪化の防止を図ります。

図3 建築物の敷地面積の最低限度

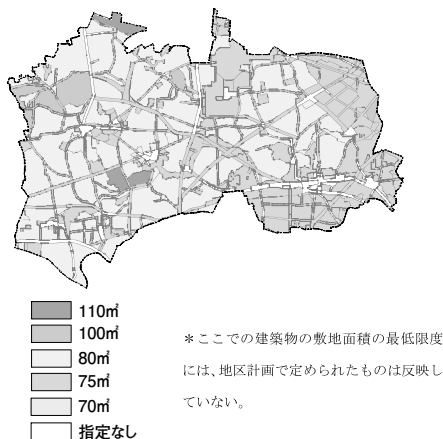
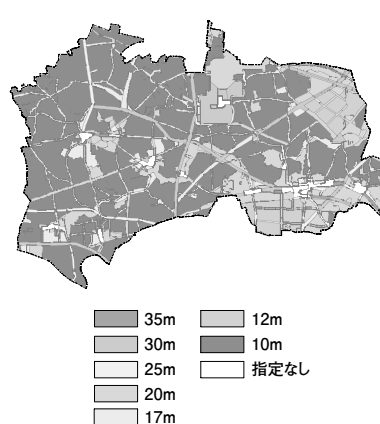


図4 建築物の高さの限度



(図3,4出典：練馬区の土地利用（平成20年3月）)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
地区計画等により用途地域等を変更した地区（累計）	1か所	7か所	↑

（指標と目標値の設定理由）
 地域の特性にあったまちづくりの誘導状況を測定します。地区計画制度等は地元住民との合意に基づき良好な環境を整備・保全するものです。18～20年度の実績を踏まえ、6年間で6か所の増加をめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課

※4 生産緑地地区：生産緑地法に基づき、500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、都市計画に定める地域地区。
 ※5 風致地区：都市計画法に定められている地域地区の一つで、都市計画区域内の自然的環境を主体とした都市景観を維持するため、指定される地区のこと。

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策443

調和のとれた都市景観を形成する

この施策の目標（めざす状態）

練馬区の地域特性を踏まえた魅力的な都市景観をめざし、区民・事業者・区がそれぞれ協働しながら景観まちづくりに取り組む状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

これまでも、まちづくり条例の制定（平成18年4月施行）をはじめとした、様々なまちづくり施策を展開しています。しかし、より質の高い生活空間に関心のある区民も増えてきており、区民のまちづくりへの関心も多様になってきています。こうした中、調和のとれた都市景観への区民ニーズも高まりつつあります。

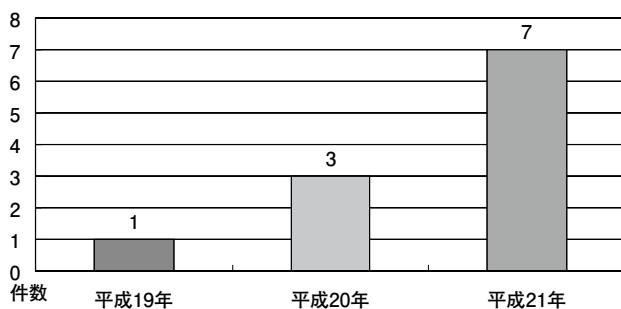
■課題

良好な景観は、現在および将来に渡って区民の共通の資産です。景観法に基づく仕組みづくりや制度の活用により、地域特性を踏まえた「景観まちづくり」を行うことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

景観法では景観の特性や重要性を位置付けています。また、都はすでに景観計画（平成19年）と景観条例（平成18年）を制定し、いくつかの区も「景観行政団体[※]」となっています。

図1 23区内景観行政団体の推移



(図1 出典：区都市計画課)

▶用語解説

※景観行政団体：景観法の施行により導入された新しい概念です。政令指定都市、中核市ではそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては、基本的に都道府県がその役割を担います。なお、都道府県と協議を行い同意が得られた区域では、市区町村が景観行政団体となり、自ら景観法に関わる行政を担うことが可能となります。

この施策で展開する主な事業

<景観形成の計画およびルールの整備>

- 練馬区の地域特性を踏まえて、区全体の景観計画および条例を施行します。
- 「まちの特性」に合わせたルールづくりを行い都市景観づくりを進めます。

<景観に関する意識啓発と区民参加の促進>

- 地域の個性やうるおいのある生活環境と密接にかかわる景観を知り、区民とともにより良い「景観まちづくり」を行っていきます。

<屋外広告物の規制・誘導>

- 良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の表示・設置について規制・誘導を行います。

写真1 区内住宅地の景観



写真2 光が丘団地の景観



(写真1, 2 出典：区都市計画課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
景観まちづくりを進めている地区数	着手	拡大	↑

(指標と目標値の設定理由)

計画および条例の施行は平成23年度を予定しています。施行後、地域特性に合った「景観まちづくり」に取り組んでいる状況などの指標を具体的に定めます。

この施策の主な担当組織 | 環境まちづくり事業本部 | 都市整備部 | 都市計画課

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

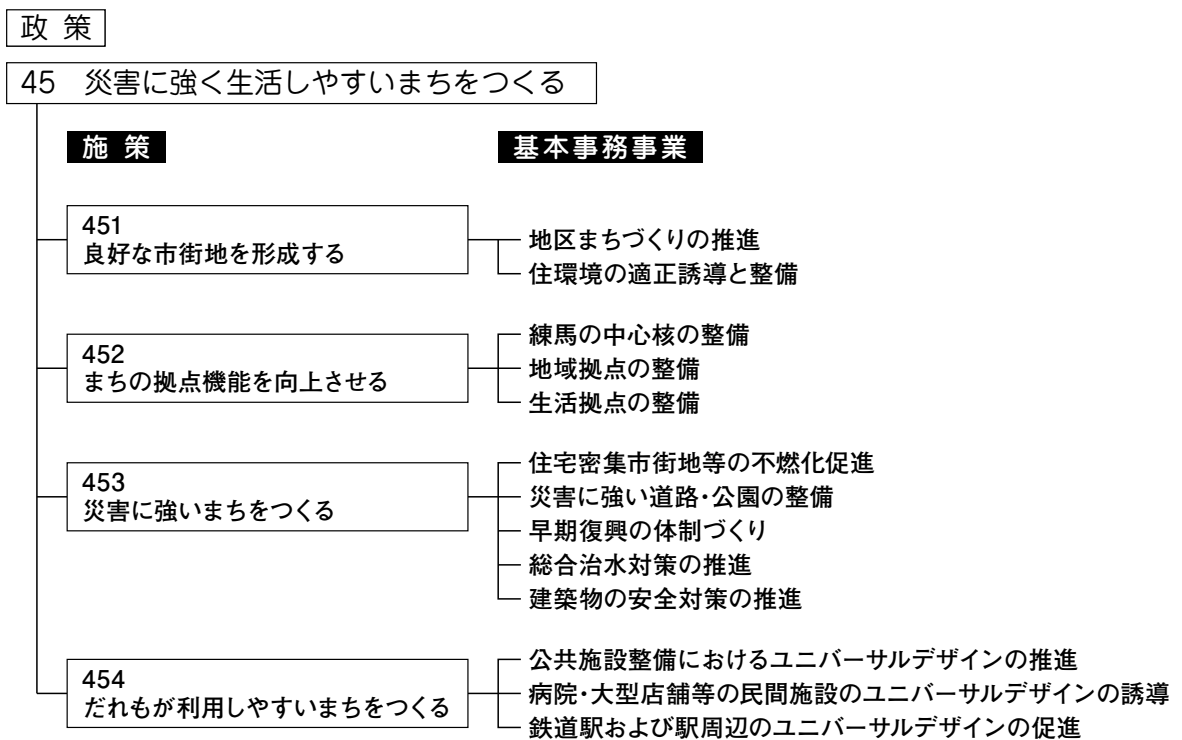
政策45

災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策の概要

地区まちづくりの推進や住環境の誘導により、良好な市街地を形成するとともに、駅周辺を整備してまちの拠点機能の向上を図ります。また、密集市街地の不燃化や総合治水対策の推進などにより災害に強い都市づくりを進めます。あわせて、公共施設をはじめとした各種施設のユニバーサルデザインを推進し、だれもが利用しやすいまちをつくれます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策451

良好な市街地を形成する

この施策の目標（めざす状態）

区民の主体的なまちづくりへの参加と協働により、安心して快適に暮らせる、みどり豊かでうるおいのある市街地が形成されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

昭和30年代以降の急激な人口増の結果、道路・公園等の都市基盤の整備が不十分なまま自然発生的に市街地が形成された地域が多く存在しています。

■課題

都市計画道路等の幹線道路の整備計画が進められており、今後、住環境の大きな変化が見込まれます。そのため、こうした幹線道路沿道と周辺地域のまちづくりを計画的に進める必要があります。また、既成市街地についても地区計画※1等の手法により、計画的に市街地を再整備する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国では、地域特性に即したまちづくりを進められるような交付金制度や地区計画制度のメニューの拡大などが行われています。

表1 都市基盤の整備状況やまちづくりに関する区民の意識

	満足度 (%)					必要性 (%)				
	満足	い え ば ど ち ら か と 満 足	ど ち ら か と 不 満	不 満	無 回 答	と と も 必 要	必 要	い え ば ど ち ら か と 必 要	ど ち ら か と あ ま り 必 要 な い	無 回 答
地域の特性にあったまちづくり (住民参加、景観計画等)	3.3	47.5	34.4	5.1	9.6	27.6	49.9	12.8	1.6	8.1
	50.8		39.5			90.3				
生活しやすいまちづくり (都市基盤整備・バリアフリー等)	4.0	42.8	35.3	9.6	8.3	42.5	41.5	8.3	0.5	7.3
	46.8		44.9			92.3				

(表1出典：平成20年度区民意識意向調査)

▶用語解説

※1 地区計画：数街区から数十ha程の地区を対象に、道路や公園の配置・規模等の計画、建築物の用途や敷地面積の最低限度等のルールを定め、建物の建替時等を捉えて徐々に良好な市街地の形成を図る都市計画のこと。

※2 土地区画整理事業：不整形で利用しにくい土地の区画を整え、良質な宅地と、道路や公園などの公共施設を一体的に整備して、良好な市街地の形成を図る都市計画のこと。

※3 沿道地区計画：交通騒音の著しい幹線道路の沿道30m程の範囲で、第1列目の建物による後背地への遮音機能と、個々の建物の防音構造によって、建物内部への騒音の侵入を防ぎ、建物内の住環境を守るための都市計画のこと。東京都による関連助成制度があります。

この施策で展開する主な事業

<地区まちづくりの推進>

○放射7号線、放射35号線、放射36号線、東京外かく環状道路、および大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線などの幹線道路の整備計画の進捗により、住環境の大きな変化が見込まれるため、幹線道路の沿道や周辺地区のまちづくりを進めます。

- ☞実施計画60：放射7号線沿道地区のまちづくり
- 61：放射35号線沿道地区のまちづくり
- 62：放射36号線沿道地区のまちづくり
- 63：外環沿道地区のまちづくり
- 64：補助230号線沿道地区まちづくり

<住環境の適正誘導と整備>

○地区計画制度により、建築物の規制誘導や、道路・公園等の都市基盤の整備を進めるほか、樹林地等のみどりの保全を図り、良好な市街地の実現をめざします。さらに、農地や低未利用地が多く、都市基盤が未整備な地区については、土地区画整理事業^{*2}等の実施を進めます。また、良好な市街地の形成に寄与する中高層共同住宅の建設を誘導し、良質な住宅の供給と民間によるまちづくりを進めます。沿道地区計画^{*3}を策定した笹目通り、環状7号線、環状8号線の一部の地区では、幹線道路の自動車交通騒音から居住空間の静穏性を守るために、防音・遮音機能の高い建築を誘導するとともに、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を誘導します。

- ☞実施計画65：土支田中央土地区画整理事業
- 66：組合等土地区画整理事業
- 67：地区計画制度の活用

写真1 十分な幅員の生活道路が整備された住宅地 写真2 歩行者の安全が図られた市街地



(写真1, 2出典：区まちづくり推進調整課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
まちづくり計画を策定した地区	34地区	57地区	↑

(指標と目標値の設定理由)

区の面積の44%が土地区画整理事業を施行すべき区域として設定されており、市街地の計画的な再整備が必要であるため、市街地の計画的な再整備の状況を測定します。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 まちづくり推進調整課

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策452

まちの拠点機能を向上させる

この施策の目標（めざす状態）

鉄道駅周辺地区に駅前広場やバスの駐停車場、自転車駐停車場、安心して歩ける道路などが整備されて、交通の利便性と安全性が高まり、さらに商業系施設が活気に満ちて、区民の活動や日常生活の利便性や快適性を支え、魅力あるまちとなっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

駅周辺地区では歩行者が安心して歩ける道路や駅前広場の整備が不十分であり、放置自転車等も多いため、駅前商店街の集客力が弱いなどの問題を抱えています。一方で、鉄道の高架化や駅周辺の道路整備計画の進展などを契機に各地域でまちづくりの機運が高まっています。

■課題

鉄道の高架化や、駅周辺における道路整備計画の進展に合わせて、だれもが安全で快適に利用できる駅前広場や歩行者空間を整備するとともに、十分な集客力を持つ魅力ある商店街が形成されるまちづくりを進める必要があります。

■国・都・他自治体の動向

バリアフリー法や景観法の施行により、鉄道駅周辺のバリアフリー化や景観の改善を進め、だれもが安全・快適に移動できる道路・駅前広場等の整備が求められています。

写真1 石神井公園駅（整備後）



写真2 大泉学園駅（整備後）



(写真1,2出典：区西部地域まちづくり課)

▶用語解説

※1 練馬の中心核：西武池袋線、大江戸線、有楽町線等が交差する交通結節点であり、行政機関や公共施設、業務系施設が集積する練馬駅周辺地区を、練馬区の中心機能を担う都市拠点と位置付けています。

※2 地域拠点：鉄道駅の乗降者数が多く、業務系施設も比較的集積し、周辺の住宅地域を含めて地域の中心的役割を果たしている駅周辺地区のこと。石神井公園駅、大泉学園駅、光が丘駅の3駅周辺地区を位置付けています。

※3 生活拠点：練馬駅と地域拠点の位置付けのある駅を除く、区内および区に近接する鉄道駅の周辺地区を、日々の活動や買い物の利便性など区民の日常生活を支える拠点と位置付けています。

この施策で展開する主な事業

<練馬の中心核^{※1}の整備>

○練馬駅周辺地区では、駅北口区有地の活用、地域でのまちづくり活動を支援します。あわせて、地区計画に基づく壁面後退などの建築物の規制・誘導による歩行者空間の拡大や練馬の中心核にふさわしい魅力ある街並み整備を進めていきます。こうした総合的なまちづくりを通して、利便性・快適性・防災性を備えたまちを実現し、同時に駅周辺商店街の活性化等を進めます。

☞実施計画68：練馬駅周辺地区の整備（練馬の中心核の整備）

<地域拠点^{※2}の整備>

○石神井公園駅、大泉学園駅周辺地区では、地域住民の生活を支えるまちにふさわしい拠点となるよう、周辺の商店街を含めたまちづくり計画を進めます。道路整備や建築物の規制・誘導などを通して、だれもが安心して歩行できる快適な空間の拡大と街並み整備を進めていきます。また、大泉学園駅北口では、駅前広場の整備に向けた合意形成を進めます。

☞実施計画69：石神井公園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）

70：大泉学園駅周辺地区の整備（地域拠点の整備）

<生活拠点^{※3}の整備>

○各駅周辺地区は、まちづくりの合意形成が整った地区から、順次整備を進めます。江古田駅、東武練馬駅周辺地区では、密集住宅市街地整備促進事業^{※4}の実施にあわせて、中村橋駅周辺地区では、バリアフリー基本構想を踏まえたまちづくりを進めます。上石神井駅周辺地区では、東京外かく環状道路の整備計画を見据えて、まちづくりの計画づくりを進めていきます。さらに西武新宿線が高架化の事業候補区間に選定されたことを契機に、武蔵関駅・上井草駅周辺地区のまちづくりを進めます。

☞実施計画71：生活拠点の整備

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
計画的なまちづくりを進めている駅周辺地区数	10地区	15地区	↑

駅周辺地区は多くの住民が利用する地域であり、そのまちづくりを計画的に進めることが重要であるため、駅周辺の計画的なまちづくりの状況を測定します。

この施策の主な担当組織	環境まちづくり事業本部	都市整備部	東部地域まちづくり課
	環境まちづくり事業本部	都市整備部	西部地域まちづくり課

※4 密集住宅市街地整備促進事業：狭い道路の周辺に老朽木造家屋などが密集し、災害時の危険性が高い地域において、道路・公園などの都市基盤の整備と建物の建替え等を促進し、住環境の改善と災害に強いまちづくりを進める事業のこと。

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策453

災害に強いまちをつくる

この施策の目標（めざす状態）

都市計画道路や生活幹線道路、公園などの都市基盤が十分に整備され、建築物の耐震・耐火性能が向上するとともに、治水対策が十分に進むことで、災害が起こりにくく被害が拡大しにくい都市となっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民の防災への意識・関心が高まっています。しかし、木造住宅が密集し、災害時の消防・救助活動が円滑に行えない地域や、大震災が発生した場合に延焼遮断帯^{※1}や避難路、緊急物資輸送路となる、広幅員道路の整備が不十分な地域があるなど、防災上危険な面が残されています。

■課題

道路、公園等の都市基盤の整備を進めるとともに、建築物の耐震化、密集住宅市街地での老朽住宅の建替え等の促進や、早期復興のための「地域協働復興」の体制整備が必要です。あわせて、都市型水害を防ぐ取組も必要です。

■国・都・他自治体の動向

国では都市防災総合推進事業を進めています。また、都では「防災都市づくり推進計画」や「雨水流出抑制助成事業補助要綱」を定め、地震・水害対策を支援しています。

表1：浸水被害件数の上位5事例

原因	り災日	練馬地域の 連続雨量	り災区分（件）			
			床下浸水	床上浸水	道路冠水	計
集中豪雨	平成元年8月1日	233mm	74	77	0	151
集中豪雨	平成11年7月21日	134mm	124	261	13	398
集中豪雨	平成13年7月18日	79mm	61	81	17	159
集中豪雨	平成17年8月15日	74mm	14	30	7	51
集中豪雨	平成17年9月4日	231mm	273	414	31	718

(表1出典：区工事課)

▶用語解説

※1 延焼遮断帯：大震災発生時に市街地の広域火災を阻止する機能を持つ、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線に建つ耐火建築物により構成される帯状の不燃空間のこと。

※2 密集住宅市街地整備促進事業：狭い道路の周辺に老朽木造家屋などが密集し、災害時の危険性が高い地域において、道路・公園などの都市基盤の整備と建物の建替え等を促進し、住環境の改善と災害に強いまちづくりを進める事業のこと。

この施策で展開する主な事業

<住宅密集市街地等の不燃化促進>

- 北町、江古田北部地区については、密集住宅市街地整備促進事業^{*2}により道路、公園等の整備や建物の不燃化を進め、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、新たな地区での密集住宅市街地整備促進事業を計画します。

☞実施計画72：密集住宅市街地整備促進事業

<災害に強い道路・公園の整備>

- 避難路や避難地、延焼遮断帯などの役割をもつ都市計画道路や生活幹線道路、公園などの整備を進めます。また、災害時に緊急車両の通行が容易にできる生活道路の整備を進めます。

<早期復興の体制づくり>

- 大震災後の都市の復興を円滑かつ迅速に進めるため、「練馬区震災復興マニュアル」および「練馬区震災復興の推進に関する条例」に基づき、区の復興対策や地域協働復興の仕組みの区民への周知を進めます。

<総合治水対策の推進>

- 水害の防止と軽減により区民の安全と財産を守るため、公共施設、大規模民間施設等の建築に際して、河川等への雨水流出を抑制する施設の整備を進めます。また、河川改修や下水道の整備など、治水施設の早期整備を国・都に要請していきます。

<建築物の安全対策の推進>

- 昭和56年5月以前に建てられた民間建築物に対して、建築物所有者等への耐震化に係る啓発活動や耐震改修への支援などを行い、耐震化率の向上をめざします。また、一定規模以上で多数の人が利用する建物等の火災やその他の事故を防止するため、建物等所有者、管理者に対し保守点検および保守管理を促します。

☞実施計画73：建築物の安全対策の推進（建築物の耐震化）

写真1 密集住宅市街地整備促進事業により、緊急車両の通行が可能となった地区の整備前(左)と整備後(右)



(写真1 出典：区東部地域まちづくり課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
密集住宅市街地整備促進事業による道路・公園等の整備面積（累計）	29,118㎡	54,334㎡	↑

（指標と目標値の設定理由）

密集住宅市街地整備促進事業計画で目標とする、道路・公園等の整備状況を測定します。

この施策の主な担当組織

環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

施策454

だれもが利用しやすいまちをつくる

この施策の目標（めざす状態）

公共施設をはじめ、民間施設においてもユニバーサルデザイン※1の考え方に立った整備が進み、だれもが安全で快適に施設を利用している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

ノーマライゼーション※2やユニバーサルデザインの理念の浸透と少子高齢化の急速な進展を背景に、だれもが社会参加できる機会を確保するため、生活に密着した施設におけるユニバーサルデザインの推進が求められています。そのため、区は練馬区福祉のまちづくり推進条例の制定をめざしています。

■課題

公共施設、病院や大型店舗などの民間施設、駅施設および駅周辺などの都市基盤についてだれもが利用しやすいように整備を進めるために、特に既存物件の改修を促進する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、バリアフリー法※3により一定規模以上の建築物や道路、公園、公共交通施設、路外駐車場について一定の整備を義務化しています。都では、東京都福祉のまちづくり条例および建築物バリアフリー条例※4による施策の推進を図っています。

表1 ユニバーサルデザインの達成度評価

	利用しやすつくつられている (%)	利用しやすつくつられていない (%)	わからない (%)
建物	26.2	25.4	48.4
道路	14.3	47.2	38.5
電車・バスなどの交通	28.2	34.7	37.2
公園	32.1	27.0	40.9

(表1 出典：平成19年度区民意識意向調査)

▶用語解説

※1 ユニバーサルデザイン：universal design 年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※2 ノーマライゼーション：高齢者や障害者が一般社会の中で障害のない人と同じように普通（ノーマル）の生活を送ることができる社会にしていく考え方。

※3 バリアフリー法：正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月施行）

※4 建築物バリアフリー条例：正式名称は、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成16年7月施行）

この施策で展開する主な事業

<公共施設整備におけるユニバーサルデザインの推進>

○だれもが利用しやすい施設づくりをめざします。そのため、施設整備の際に協議を行うことなどにより、公共施設整備のユニバーサルデザインを推進します。

<病院・大型店舗等の民間施設のユニバーサルデザインの誘導>

○病院や大型店舗等の民間施設については、新築や用途変更等の際に必要な協議を通して、ユニバーサルデザインの考え方に立って整備・改善を進めるよう要請します。また、既存の民間施設のバリアフリー改修に対し、必要な支援を行います。

<鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進>

○だれもが安全で快適に暮らせ、社会参加できる環境を創出するため、鉄道事業者にバリアフリー法の目標年である平成22年までに、区内全ての駅のバリアフリー化の完了および施設のさらなる充実を要請し、必要な支援を行います。また、駅周辺についてもユニバーサルデザインの考え方に立って、施設を整備します。

☞実施計画74：鉄道駅バリアフリーの推進

写真1 区内の駅に設置されているエレベーター



(写真1 出典：区建築課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
協議物件のアプローチの整備率	72%	80%	↑

（指標と目標値の設定理由）

建築する際に、「練馬区福祉のまちづくり推進条例（施行前は「練馬区福祉のまちづくり整備要綱）」に基づき区と協議を行う建物（区立施設、病院等）について、施設利用の始まりとなるアプローチ（道路から建物までの通路）がユニバーサルデザインの考え方に沿って整備された割合を測定します。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 建築課

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

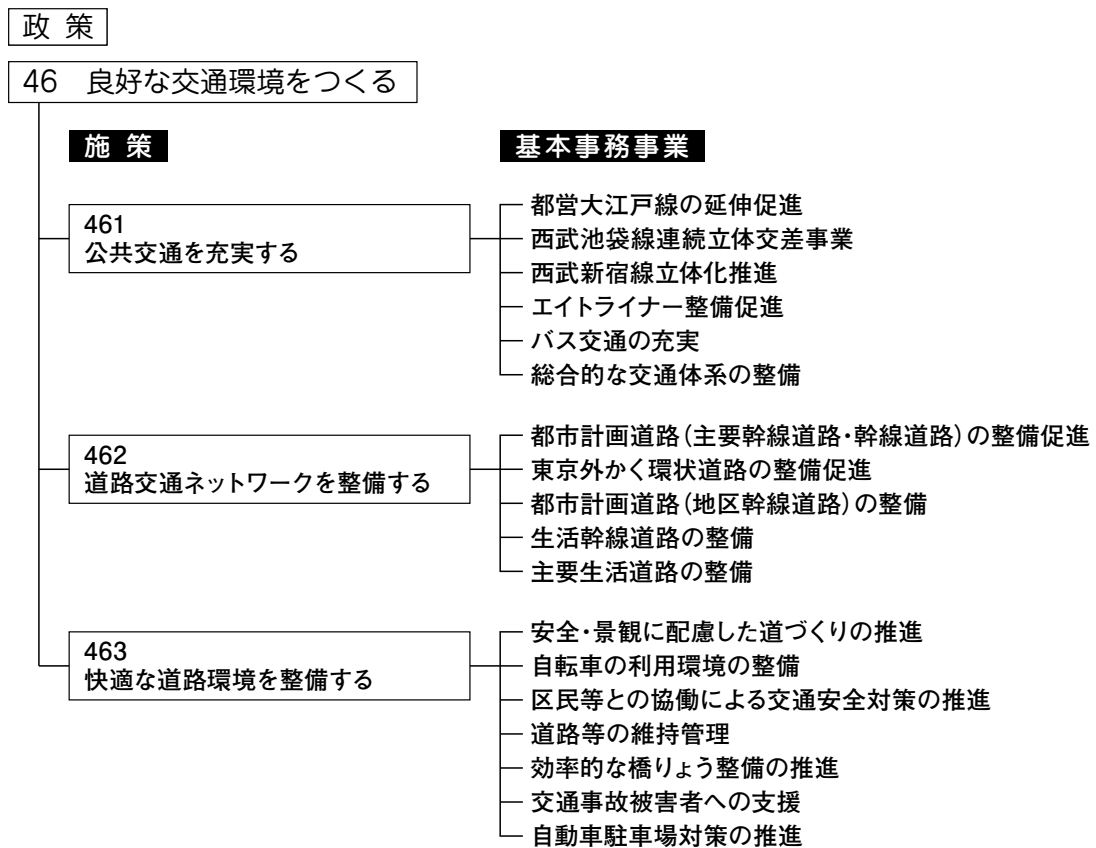
政策46

良好な交通環境をつくる

政策の概要

都営大江戸線の延伸促進や西武池袋線・新宿線の立体化の促進、バス交通の充実などを通じて、公共交通を充実します。また、東京外かく環状道路の整備促進や都市計画道路・生活幹線道路等の整備を通して、道路交通ネットワークの整備を進めます。同時に、自転車利用環境の整備や交通安全対策の推進など道路空間の安全性向上の取組や、景観に配慮した道づくりを通じて、快適な道路環境を整備します。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策46 良好な交通環境をつくる

施策461

公共交通を充実する

この施策の目標（めざす状態）

区民をはじめ利用者のだれもが、安全かつ快適に公共交通を利用でき、利用者にとって円滑な移動が確保されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢化社会の進展に伴って、移動に困難を伴う高齢者や障害者などが増加傾向にありますが、区内には、駅やバス停から離れ公共交通を利用しづらい公共交通空白地域^{※1}が残っています。

■課題

公共交通ネットワークの強化・連携を図るとともに、近距離の移動で多く利用されているバスの利便性の向上、交通機関相互間の乗り継ぎの円滑化に取り組み、公共交通空白地域を解消していくことが必要です。また、鉄道路線が南北方向の交通を遮断しているという課題も抱えています。

■国・都・他自治体の動向

多くの自治体では、道路ネットワークの整備や公共交通ネットワークの強化・連携など総合的な交通体系の整備を推進することで交通問題への対応を図っています。

写真1 連続立体交差事業（西武池袋線）整備前



写真2 同・整備後



(写真1,2出典：区計画課)

▶用語解説

※1 公共交通空白地域：駅から800m以上かつバス停(30分に1便以上運行)から300m以上の地域を公共交通空白地域として定義。

※2 鉄道立体化：道路と平面で交差している鉄道を高架化または地下化などにより立体化すること。

※3 エイトライナー：東京都心部から約10km圏の西部および北部地域を結ぶ環状鉄道計画のことです。環状8号線の地下などを利用して、羽田空港と赤羽駅とを結び、大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区、北区を通る、約43kmの環状線を建設しようという計画。

※4 みどりバス：平成21年7月16日から、区が民間バス会社に依頼して運行している3種類（5路線）のコミュニティバスの名称・運賃を統一し、「みどりバス」として運行しています。

この施策で展開する主な事業

<都営大江戸線の延伸促進>

- 都営大江戸線の大泉学園町までの早期延伸の実現に向け、区民、区議会、区が一体となった促進活動を行います。

☞実施計画75：大江戸線延伸の促進

<西武池袋線連続立体交差事業>

- 踏切による交通渋滞や、鉄道による地域分断等の抜本的対策として、西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）連続立体交差事業の早期完了に努めます。

☞実施計画76：西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）連続立体交差事業

<西武新宿線立体化推進>

- 鉄道立体化^{*2}の実現に向け、関係者間で勉強会を実施し課題点等に関する検討を行うとともに、沿線各地区におけるまちづくりを推進します。

☞実施計画77：西武新宿線立体化の推進

<エイトライナー^{*3}整備促進>

- エイトライナーの実現に向け、関係自治体と協働し促進活動や導入可能性に係る調査・検討を行います。

☞実施計画78：エイトライナー整備の促進

<バス交通の充実>

- みどりバス^{*4}（コミュニティバス）の乗車人数を増やすため、利用者サービスの向上に努めながら、区報等によりさらにPRを実施します。

☞実施計画79：みどりバス（コミュニティバス）の運行

写真3 みどりバス



(写真3出典：区交通企画課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
みどりバス（コミュニティバス）の乗車人数（1便当たり平均）	18人	24人	↑

（指標と目標値の設定理由）

利用者の利便性が向上したかを測定します。（1便当たり乗車人数について区内民間バス事業者平均24人を目標とします）

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 交通企画課

政策46 良好な交通環境をつくる

施策462

道路交通ネットワークを整備する

この施策の目標（めざす状態）

都市の骨格となる主要な道路が整備されることで、自動車等の交通の円滑化および歩行者等の安全が図られるとともに、区民等だれもが快適な生活を送ることができている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内の都市計画道路の完成率は約45%であり、23区全体の完成率約60%と比べると低い水準にあります（平成19年度末）。特に南北方向の整備が遅れており、主要道路での渋滞や生活道路への通過交通の流入が日常化しています。

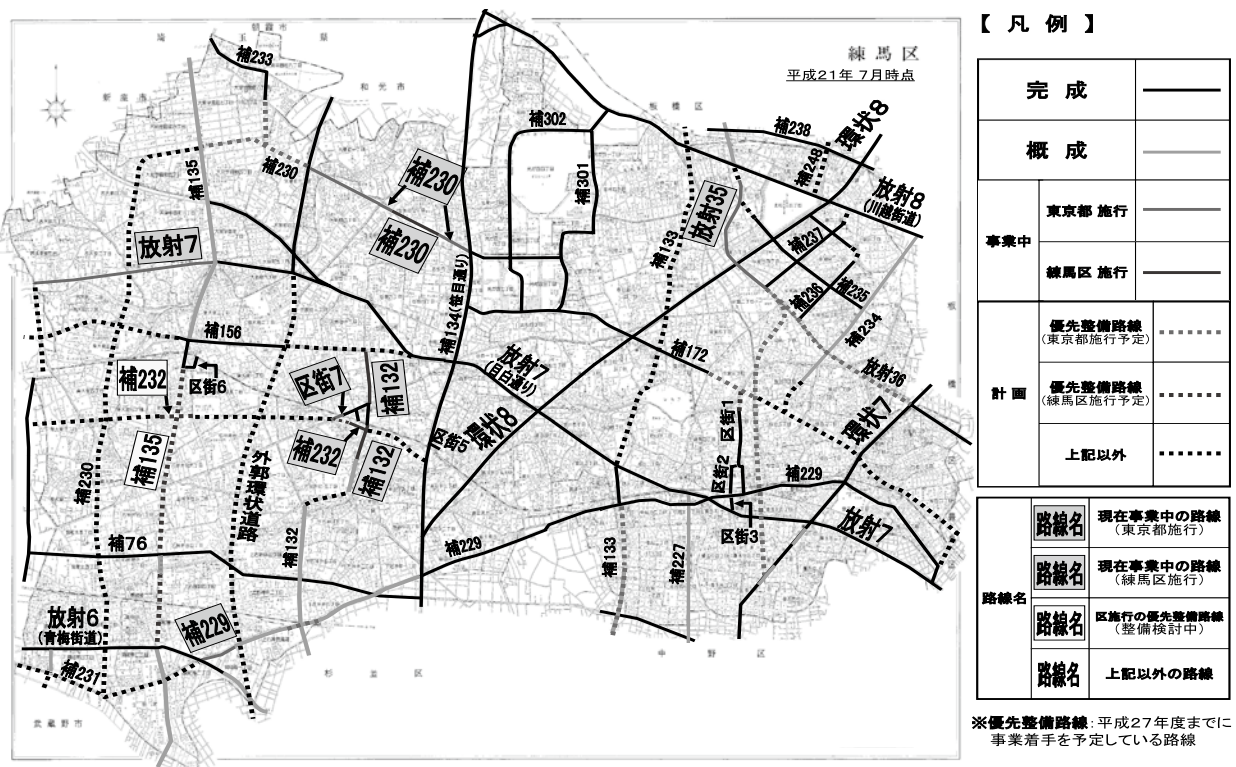
■課題

安全で快適な区民生活や都市活動のためには道路の整備が必要ですが、整備に当たっては多額の費用が必要です。そのため、国および都からの交付金等の財源を確保することが課題です。また、円滑な用地取得を図るためには人材の確保や育成も課題です。

■国・都・他自治体の動向

都および特別区は、「区部における都市計画道路の整備方針*1」を策定し、平成27年度までに優先的に整備すべき区間を選定し、計画的・効率的な整備を図っています。

図1 区内の都市計画道路の状況



(図1 出典：区交通企画課)

この施策で展開する主な事業

<都市計画道路（主要幹線道路・幹線道路）の整備促進>

○都市の骨格を形成する都市計画道路について、周辺環境に配慮するとともに地域住民の理解と協力を得ながら整備を進めるように東京都に要請します。 実施計画 80：都市計画道路（地区幹線道路）の整備

<東京外かく環状道路の整備促進>

○首都圏全体における道路ネットワークの充実や区内の交通問題の抜本的な解決を図るため、区民等の意向が反映された形で東京外かく環状道路の早期整備が進むよう国・都・関係自治体等と調整を図ります。

実施計画 81：東京外かく環状道路の整備促進

<都市計画道路（地区幹線道路）の整備>

○都市の骨格を形成する都市計画道路について、「区部における都市計画道路の整備方針」に基づき、地域住民の理解と協力を得ながら区が優先的に整備を予定している区間の整備を図ります。

実施計画 80：都市計画道路（地区幹線道路）の整備

<生活幹線道路※²の整備>

○都市計画道路を補完し、地区の主要な交通軸となる生活幹線道路について、早期に整備を行う必要性の高い整備促進路線から、地域住民の理解と協力を得ながら整備を図ります。

実施計画 82：生活幹線道路の整備

<主要生活道路の整備>

○生活幹線道路を補完し、地区内交通の処理および日常消防活動の向上を図るための主要生活道路について、まちづくり条例に基づく開発事業および様々なまちづくり手法により実現を図ります。

写真1 補助132号線（石神井町2丁目）整備前



写真2 同、整備後



(写真1,2出典：区計画課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区内の都市計画道路の完成率	48%	55%	↑

（指標と目標値の設定理由）

都市の骨格を形成する都市計画道路の整備状況を測定します。23区全体の完成率と同等となることをめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 土木部 計画課

▶用語解説

※1 区部における都市計画道路の整備方針：東京都と特別区が平成16年3月に策定した、都市計画道路全体の整備方針。平成16年度～平成27年度（12年間）で優先的に整備すべき区間を選定しています。

※2 生活幹線道路：都市計画道路を補完し、地区の主要な骨組みとなる区道の整備計画（昭和63年5月策定）。

政策46 良好な交通環境をつくる

施策463

快適な道路環境を整備する

この施策の目標（めざす状態）

安全で快適な歩行者空間が整備されるとともに、全ての区民の交通安全への意識が高まり、区内の道路をだれもが安全かつ快適に通行ができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

安全で快適な通行環境が確保されていない道路が多いことや、通行者の交通ルールの軽視、マナーの低下などにより、区内で発生する交通事故件数は依然高い水準にあり、中でも、高齢者や自転車が関係する事故の割合が高まっています。

■課題

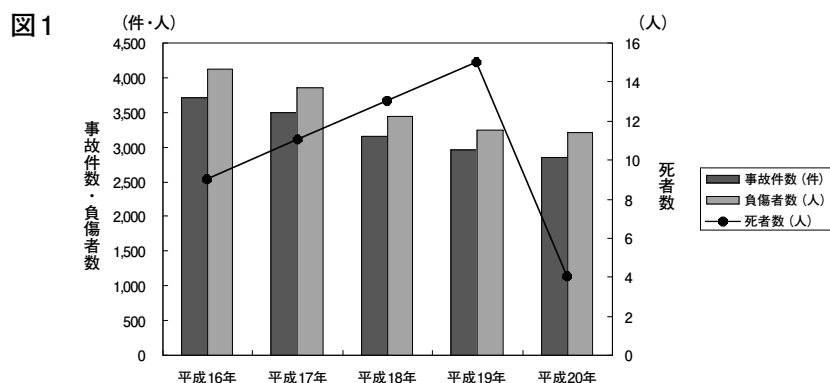
車歩道の分離や生活道路の交通安全対策を推進し、安全かつ快適な通行環境を確保するとともに、区民に交通安全への高い意識をはぐくむ必要があります。自転車に対しては、放置自転車対策や自転車の走行環境の整備等を推進していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

都では「チャレンジ・アンダー218^{*}」と題した各種施策を展開しています。また、自転車については道路交通法の改正や警察庁による取組が展開されています。

表1 区内交通事故発生状況（全件）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
事故件数(件)	3,718	3,495	3,164	2,964	2,854
死者数(人)	9	11	13	15	4
負傷者数(人)	4,122	3,855	3,446	3,251	3,212
重傷者(人)	58	50	40	36	29
軽傷者(人)	4,064	3,805	3,406	3,215	3,183



(表1、図1 出典：区交通安全課)

▶用語解説

※ チャレンジ・アンダー218：年間交通事故死者数（都内）218人以下を目標とする施策。

この施策で展開する主な事業

<安全・景観に配慮した道づくりの推進>

○安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者横断部の改良や道路上の無電柱化、安全誘導設備の設置、道路等の維持管理など多様な事業を推進します。☞実施計画83：快適なみちづくりの推進

<自転車の利用環境の整備>

○自転車の適正利用を促進するため、平成22年度に改定する自転車利用総合計画に基づき自転車駐車を整備するとともに、放置自転車の減少をめざします。また、自転車の走行環境の整備についても取り組みます。☞実施計画84：自転車駐車場の整備

<区民等との協働による交通安全対策の推進>

○区民や警察・交通安全協会などの関係機関と協力し、子どもから高齢者までを対象とした、交通ルールとマナーの向上を図るための交通安全教育を充実します。

<効率的な橋りょう整備の推進>

○今後、老朽化する橋りょうの増大に対応するため、予防的な修繕および計画的な架替えを進め、費用の縮減を図りつつ地域の道路網の安全性・信頼性を確保します。

<交通事故被害者への支援>

○交通事故被害者に対する支援として、交通事故相談や区民交通傷害保険事業を実施します（平成21年度から交通傷害保険・被害事故保険に自転車賠償責任保険を加え区民交通傷害保険の充実を図っています）。

<自動車駐車場対策の推進>

○路上駐車を原因とする交通渋滞や事故など道路機能の低下を解消するため、公共駐車場の利用促進等の施策を推進します。

写真1 中村橋駅前の整備および
自転車誘導員の配置



(整備前)

(整備後)

写真2 中村橋駅前の整備（駅南側）



(整備前)

(整備後)

(写真1, 2 出典：区交通安全課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区道歩道延長距離	121.9km	128.6km	↑

(指標と目標値の設定理由)

安全で快適な歩行者空間の整備状況を測定します。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 土木部 交通安全課

環境と共生する

快適なまちを形成する

政策41 みどり豊かなまちをつくる

政策42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

政策43 良好な地域環境をつくる

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

政策45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

政策46 良好な交通環境をつくる

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

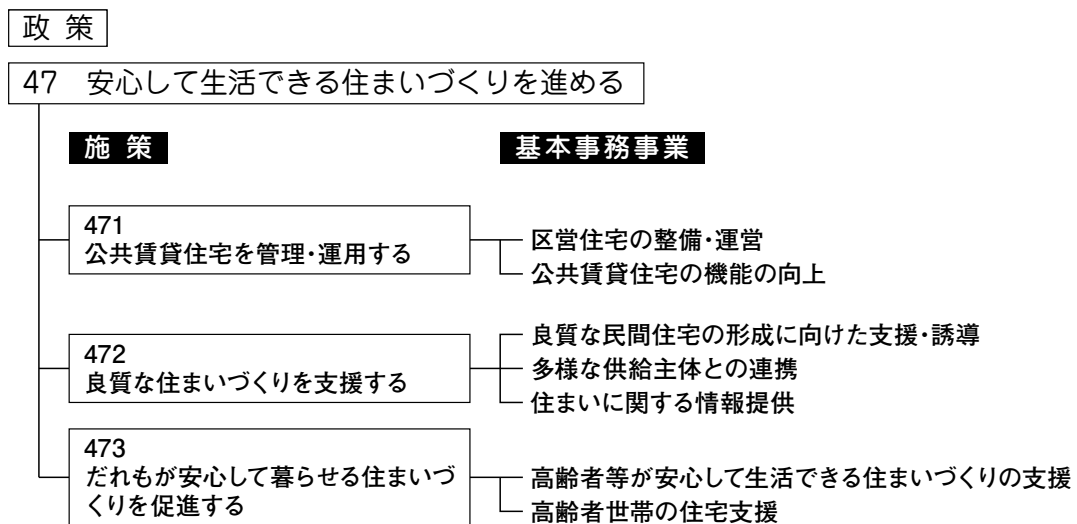
政策47

安心して生活できる住まいづくりを進める

政策の概要

区営住宅の計画的な整備・運営、公共賃貸住宅の機能の向上に取り組みます。また、良質な民間住宅の形成に向けた支援、誘導など、良質な住まいづくりを支援します。さらに、高齢者をはじめだれもが安心して生活できる住まいづくりを促進していきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策471

公共賃貸住宅を管理・運用する

この施策の目標（めざす状態）

住宅の適切な入居者管理と施設管理が行われ、住宅に困窮している区民に対し、入居の機会が公平に提供されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

低廉な家賃の公共賃貸住宅への入居希望者が多く、とりわけ高齢者や障害者、ひとり親家庭等の入居への配慮を求める声が大きくなっています。また、区営住宅の老朽化や居住者の高齢化が進んでいます。さらに、世界的な景気悪化による厳しい経済情勢の中で、セーフティネット^{※1}としての公共賃貸住宅の有効活用も求められています。

■課題

区営住宅の建替えや長寿命化の方針を検討し、バリアフリーなどの機能改善を含む区営住宅改修改築計画を策定していく必要があります。また、世帯人数と住居面積のミスマッチの解消や、過剰な民間の住宅ストック^{※2}の活用に向けた家賃補助方式の研究も求められています。

■国・都・他自治体の動向

住宅困窮度の高い人に対し、公営住宅をよりの確に供給することを目的に、公営住宅法施行令が改正され、入居収入基準^{※3}が引き下げられました。また、公営住宅や都民住宅等の戸別借上げ方式の検討が行われています。

表1 申込み区分の導入による区営住宅（毎年5月募集）の抽選倍率の変化

16年度			17年度			21年度			
募集戸数	応募数	倍率	申込み区分※	募集戸数	応募数	倍率	募集戸数	応募数	倍率
10	1,010	101	一般世帯向	7	688	98.3	10	418	41.8
			一人親世帯向	2	95	47.5	5	76	15.2
			若年ファミリー世帯向	3	68	22.7	4	67	16.7

※区営住宅の募集は、平成16年度までは一括して行っていましたが、平成17年度から申込み区分を分けて募集を行っています。また、一定の要件を備えている場合、当選確率が2倍になる優遇抽選を行っています。

※「若年ファミリー世帯向」は、入居期間が5～10年の定期使用です。

（表1 出典：区住宅課）

▶用語解説

※1 セーフティネット：失業や病気等により生活が困難になったとき、救済のための施策が網の目のようにはられ、安全・安心を確保するための仕組み。

※2 住宅ストック：ストックとは蓄え、貯蔵を意味し、区内にある既存の住宅のこと。

※3 入居収入基準：公営住宅は、住宅に困窮した低所得の区民を対象としているため、所得の上限を決めています。額は世帯の人数により異なります。

この施策で展開する主な事業

<区営住宅の整備・運営>

- 都営住宅の移管等により、住宅提供戸数の増加を図って、住宅を必要とする世帯への供給に努めます。
- 区営住宅は区民共通の財産であることから、集会室を周辺の住民や町会・自治会へ開放し、施設の公正で公平な運用に努めます。

<公共賃貸住宅の機能の向上>

- 高齢化、単身化のスピードに対応するため、施設の計画的な維持修繕を行い、バリアフリー化や単身住宅の確保など、区営住宅の機能向上を図ります。

表2 区営住宅の定期使用住戸数の推移（単位＝戸）

	17年度	18年度	19年度	20年度
総管理戸数	654	770	771	772
一般使用住戸数	648	761	756	754
定期使用住戸数	6	9	15	18

※定期使用の期間は5年～10年

※募集戸数は予定数のため、募集戸数と入居戸数が異なる年がある。

※期限到来前に退去したものは、各年度の数字に含まない。

（表2出典：区住宅課）

写真1 区営住宅



（写真1出典：区住宅課）

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
定期使用（5年～10年）住戸数	18戸	42戸	↑

（指標と目標値の設定理由）

住宅に困窮している区民に対し、入居の機会がより多く提供されるよう、入居期間が5～10年の定期使用を増やしていきます。全体の募集戸数（概ね10～15戸）のうち3割程度をめざします。

この施策の主な担当組織 | 環境まちづくり事業本部 都市整備部 住宅課

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策472

良質な住まいづくりを支援する

この施策の目標（めざす状態）

住宅が適切に維持管理されることにより、良好な居住環境が確保され、区民が安心して快適に住むことができている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢者世帯の少人数化と所有する住まいの老朽化が進行し、住宅の適切な維持管理を行うことが困難な世帯が存在しています。また、建設後30年を経過するマンションは増加しており、安全で快適に居住するために、建物の適切な維持管理を行う長期的な修繕計画等が必要な状況にあります。

■課題

既存住宅の老朽化等に対して、安全で安心して住むことのできる良質な住宅として維持するために必要な支援を行うことが求められています。また、民間住宅の長期優良住宅制度の普及促進や耐震改修工事助成に対する交付金制度等の活用により、良質で長期に快適に住める住宅の整備に係る新たな取組が可能になっており、こうした制度を活用した良質な住まいづくりを促進・支援することが求められています。

■国・都・他自治体の動向

住宅政策の基本となる「住生活基本法」が平成18年6月に制定され、住宅自体のみならず居住環境を含めた住生活の「質」の確保・向上がより一層重視されるようになりました。また、首都圏の直下型地震の懸念など大規模震災に備え「耐震改修促進法」が平成18年1月に改定され、木造住宅の耐震化について施策が強化されるとともに、安全で長持ちする家づくりを促進する「長期優良住宅普及促進法」が平成20年12月に制定されました。

表1 戸建住宅の耐震助成の実績

	平成19年度		平成20年度		合計	
	申込み件数	完了件数	申込み件数	完了件数	申込み件数	完了件数
簡易耐震診断（無料）	1,068	738	318	459	1,386	1,197
精密耐震診断	112	53	91	102	203	155
実施設計	121	57	90	100	211	157
耐震改修工事（lw=1.0以上）	39	(A) 28	76	(C) 69	115	97
簡易補強工事（lw=1.0以上）	6	(B) 4	6	(D) 7	12	11
簡易補強工事（lw=0.7以上）	3	3	2	1	5	4

※戸建住宅の耐震化が図られた（lw*1=1.0以上）住戸数

耐震改修工事（lw=1.0以上）＋簡易補強工事（lw=1.0以上）

平成19年度 28 (A) + 4 (B) = 32件

平成20年度 69 (C) + 7 (D) = 76件

合計 108件

（表1出典：区建築課）

この施策で展開する主な事業

<良質な民間住宅の形成に向けた支援・誘導>

○マンションの適切な管理運営を図るため、セミナーや無料相談会を実施します。また、住宅を修築(修繕、模様替え、増築)する場合に、資金の融資、あっせんをします。

<多様な供給主体との連携>

○都営住宅等の建替えに当たっては、地域に見合った良質なストックとして維持・更新するために、建替計画策定時から東京都や都市再生機構等に対して区のまちづくりに十分配慮するよう必要な要請を行います。

<住まいに関する情報提供>

○住宅に係る各種制度等の最新情報を区のホームページに掲載するほか、「住宅施策ガイド」を発行し、良質な住まいづくりに必要な情報を提供します。

表2 平成20年度マンション管理支援事業参加実績

	回数	参加者数	内容
マンション管理セミナー	3回	97人	管理組合の運営、長期修繕計画、情報交換等
分譲マンション管理無料相談	23回	32人	管理組合の運営、長期修繕工事の実施方法等
合計	26回	129人	

(表2 出典：区住宅課)

写真1 ねりまマンション未来塾^{※2}
(マンション管理セミナー)



(写真1 出典：区住宅課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
マンション管理セミナーおよび分譲マンション管理運営無料相談への参加人数	129人	160人	↑

(指標と目標値の設定理由)

良質な住まいづくりを促進・支援している状況を表すものとして、マンション管理支援事業の参加人数を指標とし、毎年5%の増をめざします。

この施策の主な担当組織 | 環境まちづくり事業本部 | 都市整備部 | 住宅課

▶用語解説

※1 I w (値)：木造住宅の耐震性を示す指標で、「I w 値」0.7以下の場合、倒壊する可能性が高いとされています。1.0以上あれば一応倒壊しないとされています。鉄筋コンクリート造の場合は「I s 値」を用い、0.3以下だと倒壊する可能性が高く、耐震基準は0.6以上とされています。

※2 ねりまマンション未来塾：区がマンションの管理組合や区分所有者の方を対象に、セミナー形式により、必要な情報提供や情報交換の場となるよう、練馬区マンション管理士会と協働で行っている事業。

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策473

だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

この施策の目標（めざす状態）

高齢者等のニーズに応じて改善された住宅が普及し、だれもが生涯にわたって安全で快適に住み続けられる環境が確保された状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内の高齢者の7割以上が改修等可能な持家に居住しており、区民自らの、生涯にわたって安全で快適に住み続けられる住まいづくりへの取組を支援することが重要となっています。

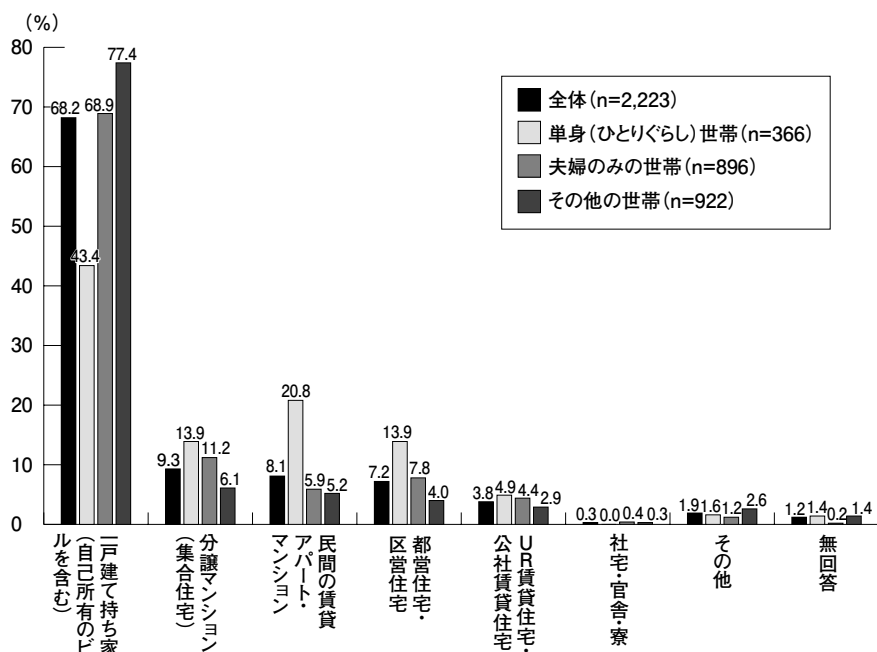
■課題

高齢者世帯の増加や家族形態の変化に柔軟に対応し、安全で安心して住むことのできる良質な住宅を確保するため、住宅の改修等に対する支援策や情報の提供が求められているとともに、福祉政策等との連携を図っていく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

低所得者ほか、高齢者や子育て家族など、自力で住宅確保が困難な世帯が、各世帯に適した賃貸住宅を確保できるよう「住宅セーフティネット法」が平成19年7月に制定されたほか、住宅政策と福祉政策との連携・融合のもと、深刻化する高齢者問題の対応強化に向け、「高齢者居住安定確保法」が平成21年5月に改正されました。

図1 高齢者の居住形態について



(図1 出典：平成20年度高齢者基礎調査)

この施策で展開する主な事業

<高齢者等が安心して生活できる住まいづくりの支援>

- 高齢者が年々増加していく中で、安心して暮らしていける住まいを確保するために必要な情報提供やバリアフリー※化の促進に努めます。

<高齢者世帯の住宅支援>

- 民間賃貸住宅市場において、入居を敬遠される傾向にある高齢者が住まいを確保できるようにするため、市場環境の整備を進めるとともに、行政が住まいを確保、提供するなどの支援をしていきます。

写真1～3 住宅のバリアフリー



(写真1～3出典：区住宅課)

施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
高齢者のための設備がある住宅の割合	31.0%（平成15年度）	50.0%	↑

（指標と目標値の設定理由）

高齢者が安全で快適に住むことのできる住宅の状況を測定します。区内住宅の半数以上が高齢者のための設備を備えた住宅となることをめざします。

この施策の主な担当組織 環境まちづくり事業本部 都市整備部 住宅課

▶用語解説

※ バリアフリー：住宅のバリアフリーには、段差解消、階段・通路・トイレ等への手すり設置、エレベーター設置等があります。